

いじめ防止対策推進法第28条第1項の調査について（答申）の公表について

本日、広島市教育委員会は、広島市いじめ防止対策推進審議会から、標記の答申を受けました。

については、別添のとおり公表します。

なお、公表に当たっては、個人情報保護等の観点から、御遺族の公表に係る意向も踏まえ、答申本書の写しの一部をマスクング処理しています。

平成30年12月28日

広島市教育委員会



いじめ防止対策推進法第28条第1項の調査について（答申）

—広島市立中学校の生徒の死亡事案に係る調査報告書—

平成30年12月28日

広島市いじめ防止対策推進審議会

はじめに

平成29年9月8日、広島市いじめ防止対策推進審議会は、広島市教育委員会から、同年7月24日に発生した市立中学校の生徒の死亡事案に係る「いじめ防止対策推進法第28条第1項の調査」の実施について諮問を受けました。

諮問事項は、「いじめの事実の全容について」、「学校等の対応について」、「死亡に至る過程や心理の検証について」、「今後の対応と再発防止について」の4項目であり、審議会としては、公平・中立を心懸け、拙速を避け丁寧な調査となるよう、年余にわたり慎重に審議を重ねてまいりました。ここに、その調査・審議の結果を総括し、答申するものです。

調査に当たっては、多くの方々から真摯な回答を得ることができました。とりわけ、亡くなられた生徒の御遺族には、直接お会いして、その沈痛な思いを聴かせていただいた上、その後も、質問紙調査等へ御回答いただきました。心中をお察しするに余りある哀悼の日々を送っておられる中であって、精一杯の御協力を得られたことについて、審議会として、心より感謝いたします。

審議会として、亡くなられた生徒は日々の生活をどんな思いで過ごしていたのかを常に心に刻みながら調査を行い、明らかになる事実と向き合う中で、「いじめは重大な人権侵害であり、絶対に許さない」という思いを改めて強くしました。そして、今後、二度と同じことを繰り返さないために、本件に係る課題を全て洗い出し、真に実効性のあるいじめ防止の取組を提言するという決意をもって、本答申に臨みました。

これから、この提言を踏まえ、本市全体で推進する取組が実を結び、全ての子どもたちが、いじめによって苦しむことなく、安心して学校生活を送ることができるようになることが、亡くなられた生徒、そして御遺族の思いに少しでも報いることであり、審議会も、その実現に全力を尽くしてまいります。

亡くなられた生徒の御冥福を心からお祈り申し上げます。

広島市いじめ防止対策推進審議会

会長 林 孝

目次

第1 審議会による審議	1
1 審議会、本答申について	1
2 審議会の構成	1
3 審議経過	1
4 審議会による調査	3
(1) いじめの事実の全容について（諮問事項1）	3
(2) 学校等の対応について（諮問事項2）	3
(3) 死亡に至る過程や心理の検証について（諮問事項3）	3
第2 本件に係る背景	4
1 被害生徒について	4
(1) 生年月日等	4
(2) 性格等	4
ア 性格	4
イ 嗜好	4
(3) [Redacted]	5
ア [Redacted]	5
イ [Redacted]	5
ウ [Redacted]	5
エ [Redacted]	6
(4) 教育方針等	6
ア 教育方針	6
イ 教育歴	6
(5) 家族関係	7
ア [Redacted]	7
イ [Redacted]	7
ウ [Redacted]	7
エ [Redacted]	7
オ [Redacted]	7
2 学校・学年全体の状況、被害生徒の様子、学級担任	7
(1) 小学校（平成21年度～平成26年度）	7
ア 小学校全体の状況	7

イ 被害生徒の普段の様子.....	8
(2) 中学校第1学年(平成27年度)	8
ア 学校・学年全体の状況.....	8
イ 被害生徒の普段の様子.....	9
(3) 中学校第2学年(平成28年度)	9
ア 学校・学年全体の状況.....	9
イ 被害生徒の普段の様子.....	10
(4) 中学校第3学年(平成29年度)	10
ア 学校・学年全体の状況.....	10
イ 被害生徒の普段の様子.....	10
(5) 被害生徒の学級担任	11
ア 中学校第1学年(平成27年度)	11
イ 中学校第2学年(平成28年度)	11
ウ 中学校第3学年(平成29年度)	12
第3 いじめの事実の全容について(諮問事項1)、被害生徒の様子等.....	13
1 小学校(平成21年度～平成26年度)	13
(1) 推認されたいじめ.....	13
(2) いじめを受けた際の被害生徒の様子.....	13
(3) その後の経過.....	13
2 中学校第1学年(平成27年度)	13
(1) 推認されたいじめ.....	13
(2) いじめを受けた際の被害生徒の様子.....	13
(3) その後の経過.....	13
3 中学校第2学年(平成28年度)	14
(1) 推認されたいじめ.....	14
(2) いじめを受けた際の被害生徒の様子.....	14
(3) その後の経過.....	15
4 中学校第3学年(平成29年度)	15
(1) 推認されたいじめ.....	15
(2) いじめを受けた際の被害生徒の様子.....	15
(3) その後の経過.....	16
第4 学校等の対応について(諮問事項2)	17

1 小学校の対応.....	17
(1) いじめへの対応.....	17
(2) 小学校におけるその他の取組.....	17
2 小学校から中学校への引継ぎ.....	17
3 中学校の対応.....	18
(1) いじめへの対応.....	18
(2) 生徒の実態把握、支援方法の検討.....	19
(3) 学級編制.....	19
ア 中学校第1学年(平成27年度)の学級.....	19
イ 中学校第2学年(平成28年度)の学級.....	19
ウ 中学校第3学年(平成29年度)の学級.....	19
(4) 授業等における配慮.....	20
(5) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	20
ア 小学校(平成21年度～平成26年度).....	20
イ 中学校第1学年(平成27年度).....	20
ウ 中学校第2学年(平成28年度).....	21
エ 中学校第3学年(平成29年度).....	21
(6) いじめ防止の取組について.....	21
ア いじめの未然防止.....	21
イ いじめの早期発見.....	21
ウ 認知したいじめへの適切な対応.....	22
4 教育委員会の対応.....	23
(1) 「1 小学校の対応」の問題点に関するもの.....	23
(2) 「2 小学校から中学校への引継ぎ」の問題点に関するもの.....	23
(3) 「3 中学校 (1) いじめへの対応」の問題点に関するもの.....	24
(4) 「3 中学校 (2) 生徒の実態把握、支援方法の検討」の問題点に関するもの.....	25
(5) 「3 中学校 (3) 学級編制」の問題点に関するもの.....	25
(6) 「3 中学校 (4) 授業等における配慮」の問題点に関するもの.....	25
(7) 「3 中学校 (5) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 」の問題点に関するもの.....	26
(8) 「3 中学校 (6) いじめ防止の取組について」の問題点に関するもの.....	26
(9) 教育委員会の問題点.....	27
第5 死亡に至る過程や心理の検証について(諮問事項3).....	28

1	検討事項	28
2	検討の過程.....	28
3	自死する子どもに見られる心理.....	28
4	自死の危険因子.....	29
5	自死直前の兆候.....	29
6	死亡に至る過程.....	29
7	検討結果.....	30
第6	今後の対応と再発防止について（諮問事項4）	31
1	今後の対応における課題について.....	31
(1)	教員と児童生徒との信頼関係の構築.....	31
(2)	いじめの未然防止と早期発見及び適切な対応.....	31
ア	支持的風土の醸成された学級づくり	31
イ	いじめの積極的認知	31
ウ	いじめへの適切な対応.....	32
エ	被害側の児童生徒の思いの尊重	32
オ	加害側の児童生徒への効果的な指導	32
(3)	校内組織体制の構築	33
ア	的確な実態把握と情報共有.....	33
イ	組織的対応の充実.....	33
ウ	教育相談体制の充実	33
エ	保護者・関係機関との連携.....	33
オ	小中学校9年間の切れ目のない支援	34
(4)	教員の資質能力の向上に係る研修の充実.....	34
(5)	地域との連携の推進	34
(6)	教員が児童生徒と向き合える時間の確保.....	35
2	再発防止について.....	35
(1)	教員と児童生徒との信頼関係の構築.....	35
(2)	いじめの未然防止と早期発見及び適切な対応.....	35
ア	いじめの未然防止（支持的風土の醸成された学級づくり）	35
イ	いじめの早期発見及び適切な対応.....	35
(3)	校内組織体制の構築	36
ア	生徒指導主事が推進すること	36
イ	教育相談担当教員が推進すること.....	36

ウ 生徒指導主事と教育相談担当教員とが連携して推進すること	36
エ 学校の取組状況の把握.....	37
オ 進級・進学後の引継ぎ及び適応の状況の把握.....	37
(4) 教員の資質能力の向上に係る研修の充実.....	37
ア 生徒指導主事を対象とする研修	37
イ 教育相談担当教員を対象とする研修	37
(5) 地域との連携の推進	37
ア 学校から地域への積極的な情報発信	37
イ 学校と地域とが協力した教育活動.....	37
(6) 教員が児童生徒と向き合える時間の確保.....	37
(7) その他.....	38
ア 本市全体としての基本方針（「広島市いじめ防止等のための基本方針」）の見直し.....	38
イ 今後の検証と見直し	38
別紙 1（残された手紙の分析資料）	39
.....	
.....	
.....	
別紙 2（審議会が推認するいじめ事案に係る中学校の対応）	46
別紙 3（自死する子どもに見られる心理等）	50
別紙 4－1（「自死する子どもに見られる心理」に関する事実）	51
別紙 4－2（「自死の危険因子」に関する事実）	53
別紙 4－3（「自死直前の兆候」に関する事実）	54
別紙 5	55
資料 1（広島市いじめ防止対策推進審議会条例）	56
資料 2（いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の調査の実施について（諮問））	58

第1 審議会による審議

1 審議会、本答申について

広島市いじめ防止対策推進審議会（以下「審議会」という。）は、広島市いじめ防止対策推進審議会条例（資料1）により設置された広島市教育委員会の附属機関である。

審議会は、平成29年9月8日、広島市教育委員会から、同年7月24日に発生した広島市立
[REDACTED] 中学校の生徒の死亡事案につき、いじめ防止対策推進法第28条第1項の調査の諮問を受けた。

本答申は、この諮問を受け、被害生徒が死亡した背景について詳細な事実関係を明らかにするとともに、課題を全て洗い出した上でこれを検証し、今後の再発防止について、その方向性を示すものである。

2 審議会の構成

審議会は次のとおり、審議会委員5名、専門委員1名をもって審議に当たった。

区分	氏名	現職
審議会委員	林 孝 (会長)	大学教授 (教育学)
	岩元 裕介 (副会長)	弁護士
	東岸 和子	臨床心理士
	酒井 珠江	社会福祉士
	佐藤 輝保	元警察官
専門委員	林 敬子	精神科医

審議会委員は、審議中のH30.7.14に任期が満了したが、翌日付けで全員が再任された。

3 審議経過

年月日	審議会	概要
(H29.9.6)		(教育委員会議会で諮問決定 (資料2))
H29.9.8	平成29年度第1回	(広島市教育委員会からの諮問) 生徒、教職員等に対する質問紙による調査について
H29.10.2	審議会委員と遺族との面会	遺族の思いの聴取
(H29.10.3)		(教育委員会議会で林敬子精神科医を専門委員に任命)
H29.10.25	平成29年度第2回	生徒、教職員等に対する質問紙による調査の結果について
H29.11.8	平成29年度第3回	いじめの事実に係る生徒、教職員等への聴取について
H29.12.21	平成29年度第4回	いじめの事実の全容について①
H30.1.9	審議会委員と遺族との面会	「いじめの事実の全容」の説明
H30.1.17	資料検討会①	「いじめの事実の全容」の検討
H30.1.30	平成29年度第5回	いじめの事実の全容について② 学校等の対応に係る教職員等への聴取について①
H30.2.5	「いじめの事実の全容について (概要)」の公表	いじめの事実の全容の概要について、審議会会長、副会長が報道機関に説明
H30.2.9	平成29年度第6回	学校等の対応に係る教職員等への聴取について②
H30.2.23	資料検討会②	「学校等の対応」の検討

年月日	審議会	概要
H30. 3. 2	平成 29 年度第 7 回	学校等の対応に係る教職員等への聴取について③
H30. 3. 12	平成 29 年度第 8 回	学校等の対応に係る教職員等への聴取について④
H30. 3. 28	平成 29 年度第 9 回	学校等の対応について①
H30. 4. 11	平成 30 年度第 1 回 (通算第 10 回)	学校等の対応について②
H30. 4. 18	審議会委員と遺族側 (弁護士) との面会	「学校の対応について」、「公表に係る方針」を説明
H30. 4. 26	平成 30 年度第 2 回 (通算第 11 回)	学校等の対応について③ (教育委員会の対応)
H30. 5. 9	資料検討会③	「死亡に至る過程や心理の検証」の検討
H30. 5. 14	平成 30 年度第 3 回 (通算第 12 回)	学校等の対応について④ (教育委員会の対応)
H30. 5. 28	平成 30 年度第 4 回 (通算第 13 回)	学校等の対応について⑤ (教育委員会の対応) 死亡に至る過程や心理の検証について①
H30. 6. 6	資料検討会④	「死亡に至る過程や心理の検証」の検討
H30. 6. 12	平成 30 年度第 5 回 (通算第 14 回)	死亡に至る過程や心理の検証について②
H30. 6. 28	平成 30 年度第 6 回 (通算第 15 回)	死亡に至る過程や心理の検証について③
H30. 7. 10	資料検討会⑤	「死亡に至る過程や心理の検証」の検討
H30. 7. 12	平成 30 年度第 7 回 (通算第 16 回)	死亡に至る過程や心理の検証について④
H30. 7. 24	平成 30 年度第 8 回 (通算第 17 回)	死亡に至る過程や心理の検証について⑤
H30. 7. 25	審議会委員と遺族側 (弁護士) との面会	「死亡に至る過程や心理の検証について」を説明
H30. 7. 31	資料検討会⑥	「今後の対応と再発防止」の検討
H30. 8. 28	平成 30 年度第 9 回 (通算第 18 回)	今後の対応と再発防止について①
H30. 9. 10	平成 30 年度第 10 回 (通算第 19 回)	今後の対応と再発防止について②
H30. 9. 20	平成 30 年度第 11 回 (通算第 20 回)	今後の対応と再発防止について③
H30. 9. 27	資料検討会⑦	「今後の対応と再発防止」の検討
H30. 10. 04	平成 30 年度第 12 回 (通算第 21 回)	今後の対応と再発防止について④
H30. 10. 10	資料検討会⑧	「今後の対応と再発防止」の検討
H30. 10. 11	審議会委員の学校視察	本件中学校の取組状況を視察
H30. 10. 17	平成 30 年度第 13 回 (通算第 22 回)	答申 (案) について①
H30. 11. 01	平成 30 年度第 14 回 (通算第 23 回)	答申 (案) について②
H30. 11. 08	資料検討会⑨	「答申 (案)」「答申公表版 (案)」の検討
H30. 11. 09	審議会委員と遺族との面会	「答申 (案)」「答申公表版 (案)」を説明 公表の意向を確認
H30. 12. 05	資料検討会⑩	「答申公表版 (案)」の再検討
H30. 12. 18	資料検討会⑪	「答申公表版 (案)」の再検討
H30. 12. 28	平成 30 年度第 15 回 (通算第 24 回)	答申 (案) について③

4 審議会による調査

(1) いじめの事実の全容について（諮問事項1）

ア 質問紙による調査（H29. 9. 19～9. 30）

- ・ 生徒へのアンケート調査：全校生徒501名中、451名回収
- ・ 教職員への詳細調査：対象教職員91名中、88名回収

※ 未回収の教職員3名は、本件発生後に赴任した者2名、既に退職し連絡がとれない者1名

イ 遺族（被害生徒の父・母）との面会：平成29年10月2日（月）、審議会委員が被害生徒の両親及び弁護士と面会し、両親の話を傾聴した。

ウ 個別の聴き取り調査（H29. 11. 10～12. 15）

- ・ 生徒への個別聴取：対象生徒29名中、25名から聴取
- ・ 教職員への個別聴取：対象教職員9名から聴取

(2) 学校等の対応について（諮問事項2）

ア 個別の聴き取り調査〔第一次〕（H30. 1. 22～2. 16）

- ・ 教職員への個別聴取：対象教職員22名（小学校3名、中学校19名）から聴取

イ 個別の聴き取り調査〔第二次〕（H30. 3. 6～3. 9）

- ・ 教職員への個別聴取：対象教職員10名（小学校2名、中学校8名）から聴取

※ 第一次、第二次を通じて、実人数として計23名（小学校4名、中学校19名）から聴取

ウ 質問紙による調査等（H30. 3. 1～5. 14）

- ・ 広島市教育委員会の関係5部署（XXXXXXXXXX）
（XXXXXXXXXX）へ質問及び資料提供依頼

(3) 死亡に至る過程や心理の検証について（諮問事項3）

ア 質問紙による調査〔XXXXXXXXXX〕（H30. 4. 10 受領・H30. 6. 7 受領）

イ 質問紙による調査等〔遺族（父・母）〕（H30. 4. 26 受領・H30. 6. 22 受領）

第2 本件に係る背景

1 被害生徒について

(1) 生年月日等

ア 生年月日

■■■■ (H29. 7. 24 死亡・当時 14 歳)

イ 家族構成 (家族の年齢は、H29. 7. 24 時点)

(2) 性格等

ア 性格

温厚で素直、非常に真面目で几帳面。清掃活動や給食当番等やるべきことは責任を持って行う。清掃後には雑巾を一枚ずつ、しわを伸ばして丁寧にかけていた。

決められたことやルールを守らないといけないという感覚が強く、学校に行かなければならないなどルールは絶対守らないといけないという意識が強かった。

思いやりがあり、指を怪我した教員に絆創膏を手渡したり、自身は中学校に行くのが辛いのに下級生を気遣って笑顔を作り「学校は楽しいよ」と答えたりすることもあった。

根はおおらかで明るく朗らか。嫌がらせ等により、そうした一面が見えなくなることもあったが、中学校でも、登校時に親しい友人に楽しい話をして笑わせたり、すれちがった女子生徒に「やっほー！」と声をかけ、手を振ったりすることがあった。

一方で、同世代の児童生徒、特に男子児童生徒には、身構え、うまく関われない面もあった。

また、活発で影響力のある生徒、声が大きく威圧的な生徒が苦手な面があった。

相手の気持ちを理解し、適度な距離感をもって人と関わるのが難しいことがあった。会話においてうまく対応できないとき、心が乱れ、言葉が乱暴になることがあった。語彙が十分でなく言われた暴言をそのまま言い返すこともあり、男子生徒から「口が悪い」と言われることがあった。

自分に自信がなく、他から注目されることや目立つことを恐れ、良いことであっても学級で紹介しようとする、とても嫌そうな顔をする人があった。

授業中の個別の支援を嫌そうな表情をして断るなど、プライドの高さを見せる人もあった。

イ 嗜好

犬、猫などの動物が好きで、自分の好みの動物のキャラクターの載った文房具を揃え、女性教員に「とっても大切なんよ」と言うことがあった。ハムスターを飼い、毎日、入浴の前に世話をしていた。

マンガ、アニメ、小説が好きで、親しい人に、好きな本やキャラクターを紹介することがあった。

歌うことが好きで、母親・■■■と3人でカラオケに行くことがあった。

料理が好きで、女子生徒にお菓子を作って届けることがあった。

おしゃべりが好きで、幼い頃から大人との関わりを好み、気に入った女性教員等には非常に近しく接していた。

(3)

[Redacted]

ア

[Redacted]

[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]

イ

[Redacted]

(7)

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(4)

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

ウ

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

エ

(4) 教育方針等

ア 教育方針

母親は、生活態度や提出物、身だしなみなど、周囲から目立たないようにという被害生徒の希望に沿うよう指導・助力してきた。また、生活態度や提出物のルールを守ることで高等学校の推薦がもらえる可能性について被害生徒に話すなど、先生に認めてもらおうと育ててきた。

被害生徒に自信を持たせるため、また、コミュニケーションの手段とするために、被害生徒の興味関心に合わせて、3歳頃から料理を教えていたほか、県外の高等学校（料理・動物）へも進学できるよう、自立するために必要な身の回りのことを教えていた。

被害生徒は、提出物に真面目に取り組んだが、
 ノートを取るのも時間がかかり正確に書くことが難しい状況で、ときには、1ページの宿題に4時間かかることもあり、家で泣くこともあったので、両親は、これを無理にやらせようとはせず、代替手段として板書を写真撮影することを学校に申し出たり、被害生徒の提出物の作成を手伝ったりしていた。

イ 教育歴

年月日	概要
H18.5～H21.3	広島市立 保育園
H21.4～H27.3	広島市立 小学校 *1 (以下「本件小学校」という。)
H27.4～H29.7	広島市立 中学校 *2 (以下「本件中学校」という。)

*1
 *2

(5) 家族関係

ア

[Redacted]

イ

[Redacted]

ウ

[Redacted]

エ

[Redacted]

オ

[Redacted]

2 学校・学年全体の状況、被害生徒の様子、学級担任

(1) 小学校（平成21年度～平成26年度）

ア 小学校全体の状況

低学年（1・2年）の頃から高学年（5・6年）に至るまで、3、4人の加害生徒等（後に中学校で被害生徒に加害行為を行ったと推認された者、その疑いのある者をいう。以下同じ。）が、被害生徒を含めた不特定多数の児童に対し、悪口・暴言等の嫌がらせを行っていた。教員は、嫌がらせに対して指導を行ったが、一定期間収まることはあっても、完全に解消することはなかった。

4年時、同学年の他の学級で、担任の厳しい指導に加害生徒等のうち数人が激しく反発し、授業が成立しないことがあった。当該数人は、校長に、担任の免職を求めるなど教員に対する強い不信感を示し、指導が入らなかった。

5年時以降、学校の努力により状況は改善しつつあったが、6年時、担任が不在のときには、感情のコントロールに難しさがある者（加害生徒等のうちの数人）がかんしゃくを起こ

年度中途から、授業が成立しない学級が複数発生し、校長を含め4人の教員が入って授業を行うこともあった。一方、被害生徒の学級は、当時の担任の厳しい授業規律が及んでおり、比較的普通に授業が行われていたが、2月頃には、教員の入替え等の影響が表れ始め、学級がざわついて見守りが必要な状況になっていた。

なお、6月末、別件の生徒間暴力が発生し、「学校いじめ防止委員会」（いじめ防止対策推進法第22条）が開かれることがあった。「学校いじめ防止委員会」の開催は、被害生徒が亡くなるまでこの1回だけで、他のいじめ事案の検討は、構成員が重複する「生徒指導連絡会」等で行われていた。いずれも被害生徒との関係で開催されたことはなかった。

イ 被害生徒の普段の様子〔授業日数：204日 欠席日数0日〕

相手の気持ちを理解して適度な距離感をもって人と関わるのが難しく、周りから誤解を受けることがあった。一方で、積極的に話しかけて仲良くなった女の子と話している表情は柔らかく楽しそうであった。

慕っていた女性教員に積極的に話しかけ、女性教員が名札に生徒用の絆創膏を常備していることを知ると、家からキャラクター入りの絆創膏を持ってくることもあった。

(3) 中学校第2学年（平成28年度）

ア 学校・学年全体の状況

学年全体に落ち着きがなく、授業中の徘徊や暴言などの問題行動を行う生徒が各学級に2、3人いた。指導をした教員に、「バカ、キモイ」といった暴言を言うなど反省しない生徒も複数いた。前年度に続いて対教師暴力も複数発生したものの、警察と連携しないこともあった。

加害生徒等が不特定多数の生徒に暴言を言い、教員が現認しない限り認めない状況は前年度から継続しており、依然として教員は加害生徒の特定とその後の指導に苦心していた。

転勤してきた教員が違和感を覚えるほど生徒間の暴言等は多く、指導に従わないなど極端な事案だけが学年教員の会議（以下「学年会」という。）で情報共有された。授業中でも、目立つためや面白さを求めるために、人の気持ちを考えない言動をする生徒が相当数いた。

この学年の担任は5人で、指導経験の少ない若い教員が3人、指導経験豊富な教員が2人であったが、指導経験が豊富な教員であっても、自分の学級の対応だけで精一杯の様子であった。生徒の問題行動等への対応で教員が職員室にいないことも多く、

※1が気になった生徒について、「辛そうな顔をしていた」「(嫌がらせの)ターゲットになっている」と担任に報告しても、「わかりました」「ああ、またやったか・・・」で終わることもあった。数名の加害生徒等は、どんなに指導しても被害生徒を含む不特定多数の生徒への暴言を止めず、職員室の教員から「この子の言葉は止まらない・・・」と、ため息のような声が聞こえることもあった。

加害生徒等の保護者への連絡は、いつも指導の話だけとなり、加害生徒等の保護者からは「学校はいいところを見てください」と強く反発されることも多かった。

※1

イ 被害生徒の普段の様子〔授業日数：203日 欠席日数4日（体調不良）〕

特に仲のよかった友達、幼馴染が同じ学級にいたため、嫌がらせをする男子生徒を無視して自分たちのグループで一緒に過ごしていた。女子生徒の中には「活発なグループ」と「おとなしいグループ」があったが、後者に属していた。

苦手意識のあった男子生徒に対して壁を作り、それを察した男子生徒からも壁を作られていた。そうした男子生徒の一人が拾った文房具を受け取った際、菌を払い落とすような仕草をして、反発を受けることもあった。

1年時に慕っていた女性教員が転勤したため、女性の■■■■と話をするようになり、2年時後半には昼休憩に頻繁に廊下で話をするようになった。被害生徒は、趣味や音楽など自分が話したいことを一方的に話し、その内容について当該■■■■が聞き返してもそれには答えず別の話題を話す、ということがよくあった。

(4) 中学校第3学年（平成29年度）

ア 学校・学年全体の状況

授業中の徘徊や暴言などの問題行動が見られなくなり、落ち着いてきた。

しかし、休憩時間中などに、加害生徒等以外の一部の生徒も「ガイジ」「死ぬ」と平気で暴言を口にしていたほか、教員の悪口を聞こえるように言うなど、教員に対する不信感を示していた。

加害生徒等の中には、指導をした教員に暴言を言い、注意しても暴言の事実をごまかす生徒もいた。

被害生徒の学級の中でもきつい言葉が発せられることがあったが、それをいさめる生徒はなく、無関心な態度や、あまり近寄りたくないといった雰囲気クラス全体を覆っていた。

加害生徒等以外の一部の生徒も平気で暴言を口にする状況は、4月からずっと続いていた。

イ 被害生徒の普段の様子〔授業日数：69日 欠席日数0日〕（H29.7.21現在）、亡くなるまでの行動

学級編制において、被害生徒に配慮し被害生徒を助けてくれることを期待して同じ学級にした生徒は、実は被害生徒が苦手な「活発で影響力のある生徒」であったため、気楽に話ができる友達が同じ学級に少なく、4月初から7月まで、教室で一人、本を読んでいることが多かった。被害生徒が友達に「仲のいい子がいない」「クラスで一人だ」などと言うことがあった。

家では、元々、部屋にこもって分からないように泣くこともあったが、2年時と比べ、部屋で一人になることが多くなった。

2年時によく話をしていた女性の■■■■の勤務が週5回から週1回に減ったこともあり、1日1回は■■■■女性教員■■■■のもとを訪れ、話をしていた。話題は、「天気いいね」、「さっきの授業は何したの?」といったもので、何かを相談するというより、会話自体を楽しむようなものであった。被害生徒が、「元気をもらえる」と言うこともあった。男子生徒からの嫌がらせの話は、全くなかった。

7月17日～21日（夏休み前の最後の1週間）には、被害生徒は、1日に3、4回■■■■女性教員のもとを訪れるようになり、7月19日か20日（亡くなった日の4、5日前）、当該女性教員に、とても大切にしていたシャープペンシルを半ば強引に贈っている。

この学校では、生徒が勝手に他の教室には入れないルールがあったため、仲のいい友達が被害生徒の教室に来ると、被害生徒が入口まで出てきて話をしていたが、6月、7月になると出てくるのがなくなった。

被害生徒の死亡後、遺族のためのアルバムを作成した教員は、「写真を見ると、5月の体育祭までの表情はとてもいいが、6月以降は、暗く沈んだ感じの表情が多い」と証言した。

7月上旬、一緒に下校するなど仲の良かった友達の転校時期が8月に確定したことを知った際、友達には平静を装いつつ、家ではとても寂しがる様子を見せ、「最後に一緒にプリクラ撮るんだ」と言っていた。

7月22日、約1週間前からの約束により、被害生徒、転校する友達ら3人で近くのショッピングモールで遊んだ。学校の話は無く、趣味などの楽しい話をしたり、プリクラを撮ったりした。

7月23日、友達からの電話に折り返したが2コールで切り、その直後の友達からの2回の電話には出なかった。別の友達と夜遅くまでSNS(LINE)でやりとりを行った(別紙4-3参照)。

7月24日、被害生徒は、6:00頃起床、6:30以降に基準服を着て鞆を持って本件中学校へ向かった(この日は夏休みで、午前には学校に行く必要はなかった)。7:25頃、出血して倒れている被害生徒を教員が発見、救急搬送されるが、その後、死亡が確認された。校舎4階廊下には、被害生徒の上履きと鞆が置かれていた。

被害生徒の部屋からは、「残された手紙」が \blacksquare 発見された(別紙1参照)。

同日は、午後に学校で進路等に関する三者懇談会が予定され、また、母親と夏休みの宿題の計画を立てる予定があった。

(5) 被害生徒の学級担任

ア 中学校第1学年(平成27年度)

被害生徒の担任は、指導経験が豊富なベテラン教員で、他の学級で授業が成立しない状況がある中、自身の学級では授業規律を維持するなど、規則遵守の指導に結果を出しており、被害生徒が担任の前で嫌がらせを受けることは、他の教員の前と比べて少なかった。

一方で、担任は、生徒を強く統制したり、加害生徒等を生徒全員の前で厳しく指導したりすることが多く、事案に応じた柔軟な指導、生徒に歩み寄った指導を行うことができていなかった。この点を他の教員が指摘をした際には強く反発するなど、教員間の人間関係を難しくし、学年教員が団結して新たな取組を行うことを阻害する面があった。

イ 中学校第2学年(平成28年度)

被害生徒の担任は1年時と同じであった。学年教員は「被害生徒が女性の担任を希望していたこと」を把握していたものの、女性担任教諭を学年に1人しか配置できず、また、別の加害生徒等の1人と同じ学級となることから見送られた。

被害生徒は、担任について、親しい教員に「ちゃんと注意してくれる」「厳しく言ってくれた。厳しいけど、私にはええんよ」などということがあった。しかし、平成28年6月頃、被害生徒の希望に反した担任の指導方法(加害生徒等を学級の生徒全員の前で指導)によって、陰で加害生徒等からの報復が発生し、かえって被害生徒に対する悪口・暴言が激化したということがあってからは、信頼関係が完全に損なわれ、被害生徒が「担任の先生に伝わる

と面倒なことになる」などと言うようになった。

ウ 中学校第3学年（平成29年度）

被害生徒の担任が、第1・2学年時の担任から新任（この年度に転任）の男性教員に代わった。新担任は、採用6年目、本件中学校が2校目で、授業研究、部活動での対応などを前任校でも評価されており、本件中学校の校長からも期待されていた。

被害生徒が希望していた女性の担任は、2年時と同じ理由で見送られた。

被害生徒の母親は「（以前よりは）先生（新担任）が見てくれるようになった」と██████████に告げているが、従前から女性の担任を希望していた被害生徒は、落胆した心情を表し、新担任について「なんか嫌なんよ」と周囲に漏らした。

新担任は、生徒指導主事から、前年度の状況について、「（被害生徒の）保護者と前担任がうまくいかず、自分（生徒指導主事）が話を聞いていた。被害生徒、その保護者としっかりつながってほしい」旨を個人的に情報提供されたが、前担任との信頼関係が損なわれた経緯等の説明はなかった。前担任からも、引継資料以上の説明を受けることはなかった。

新担任は、被害生徒との人間関係ができていないとの印象を持ち、管理職と相談して、時間をとって被害生徒をケアしていこうとしたが、他の生徒への対応に追われ、結局、対応できずに終わった。

なお、2年時に、副担任として担任の代わりに被害生徒の母親に対応していた生徒指導主事は、3年時、別の学級の副担任となり、被害生徒の母親と話をすることはなかった。

第3 いじめの事実の全容について（諮問事項1）、被害生徒の様子等

1 小学校（平成21年度～平成26年度）

(1) 推認されたいじめ

被害生徒が精神的苦痛を感じる言動や関わり方などがあったことを示唆する複数の情報があり、低学年（1・2年）の頃から、高学年（5・6年）に至るまで、3、4人の加害生徒等から暴言、嫌がらせを受けていたと推認する。

6年時、あからさまな嫌がらせはなかったが、席を離されるようなことはあった。

(2) いじめを受けた際の被害生徒の様子

低学年（1・2年）の頃は、登校中などに悪口を言われたとき、言い返したり、訴えたりすることができず泣いてしまっていた。被害生徒の母親は、「泣いても自分でやめてと言えるようにしたいので、どうするか様子をみてほしい」「嫌なことがあったら、自分でやめてと伝えられるように指導してほしい」と言っていた。

5年時まで、小さなトラブルは頻繁にあり、 から腹を立てて帰ってくるが多かったが、なかなか口に出して言うことは少なかった。

6年時、周りの状況をよく見て、黙って過ごすことが多かった。

(3) その後の経過

教員の指導にもかかわらず、いじめを完全に解消することはできなかった。

3、4人の加害生徒等は、中学校進学後も被害生徒に嫌がらせを行っており、中学校での人間関係に引き継がれていくような素地が形成されていった。

2 中学校第1学年（平成27年度）

(1) 推認されたいじめ

年度当初から、年間を通じて、何人かの加害生徒等から頻繁にからかわれたり、悪口・暴言を言われたりしていた。その場面は、両親から訴えがあった「登下校中」や「体育祭の練習中」といった場면을限定した形では確認できなかったが、休憩時間や授業中など、学校生活の様々な場面で行われていたと考えられる。また、掃除時間には、掃除の手順の一つである机の移動の際、被害生徒の机を誰も触ろうとせず、結果、被害生徒の机の列だけ定位置に在り続ける、といった疎外的な扱いも受けていた。

加害生徒等の人数は、同じ小学校出身の3、4人から、他の小学校出身の者も含めた5～8人程度に広がっていった。

(2) いじめを受けた際の被害生徒の様子

悪口や暴言に対し、少し言い返すこともあったが、あまり感情を表に出さず、我慢して、相手を見殺しに耐えていた。

廊下などですれ違いざまに殴るまねや暴言を吐かれるなどされたときは、ほぼ無言で、険しい表情で小走りに通り抜けていた。悪口を言われるのが嫌だ、と友達に漏らしていた。

(3) その後の経過

加害生徒等中心の見守りが行われていたため、被害生徒が苦痛を感じているかどうかは顧みられることなく、「いじめ」に相当する行為が教員に認知されて「学校いじめ防止委員会」で検討されることはなかった。

また、被害生徒に対する加害行為は、他の多くの問題行動に埋もれ、加害生徒等に視点を置

いた「生徒指導連絡会」等でも検討されることはなかった。

学年会での情報が書記等によって記録、保存されることはなく、情報共有は不十分で、校長等の管理職に報告されることも少なかった。

被害生徒の学年は、教員の入替えや、教員間の意見対立もあり、見守り以外に、学年教員が団結して新たな取組を企画し、実行することもできなかった。

3 中学校第2学年（平成28年度）

(1) 推認されたいじめ

1年時に見られた何人かの生徒によるからかいや悪口・暴言は、2年生になって、より多数の生徒によるものへと変化していった。1年時のことに関する情報よりも、2年時のことに関する情報の方が相当多かったことや、1年時のこととしては挙げられなかった「消しゴム片を投げる」という行為や「被害生徒が居ない時に、その机を蹴る」という行為、「被害生徒自身や、その持ち物等を汚い物のように扱う」という行為（他の生徒の筆箱等を机に置いて、筆箱等の持ち主が嫌がるのを面白がるという行為を含む。）が情報の中に加わっていることを考慮すると、いじめと考えられる行為は、より頻繁かつ多様になっていたと推認する。

平成28年6月頃、当時の担任が、被害生徒の希望に反する形で、加害生徒等を学級の生徒全員の前で指導した際、加害生徒等が納得せず、陰で加害側からの報復が発生し、加害生徒等の人数が10人以上に増える等、かえって被害生徒に対する悪口・暴言が激化することが少なくとも2回あった。

(2) いじめを受けた際の被害生徒の様子

被害生徒は、悪口・暴言を言われた際、「うざい」「うるさいんじゃ、ハゲ」等と少し言い返すこともあったが、あまり感情を表に出さず、我慢して、相手を見殺しに耐えることが多かった。しかし、我慢するあまり、「死ね」等とつぶやいたり、感情を抑えきれず怒りと悲しみが混ざったような顔をしたり、加害生徒等をにらみ付けたり、「ぶっ殺してやる」と言って、ハサミの刃をファイルに突き立てたり、刃を机の端にこすらせたり、加害生徒等に刃を向ける素振りをしたりすることもあった。

被害生徒が言い返して言い合いになった際も、最後は被害生徒が黙り込んで終わりにすることが多かった。言い合いの状況を現認した担任が、被害生徒に配慮して相手側の生徒のみを指導することがあり、それが被害生徒への周囲からの反感を生むことがあった。

被害生徒を良く知る生徒指導主事が「最近嫌なことないか」と尋ねると、「大丈夫」と答える以外に、「男子が嫌なこと言ってくる」と答えることもあったが、詳細を尋ねても「大丈夫です、何もしないでください」というやりとりで終わっていた。

被害生徒に対する嫌がらせを目撃した女性の[]が「このことは先生に伝えるよ」「このことは我慢するようなことじゃないよ」などと言うと、話をやめて立ち去ろうとしたりした。

友達が「先生に言いにくいこうや」と言っても、被害生徒は乗り気ではなく、「先生に言っても無駄」、「担任の先生に伝わると面倒なことになる」と言っていた。特に仲の良い友達に、「『仲の良い仲間内で楽しい話をして、つらいことを忘れたい』と思っているようだった」と証言している。

平成28年6月頃の加害生徒等からの報復によって被害生徒への嫌がらせが激化し、被害生

徒が泣いて帰宅した後、夜中に目をつぶったまま涙を流し、「何で〇〇ちゃん(被害生徒の名前)ばかり、何で?何で?何で?どうして?どうして?どうして?」と言ってパニック状態になり、母親が起こすと、「はっ。何?」と覚えていないことがあった。なお、被害生徒は、幼い頃から、辛い思いを吐き出せなかった時にこのような状態になることがあった。

(3) その後の経過

平成28年6月頃、指導を受けた加害生徒等からの報復によって被害生徒への嫌がらせが激化したことにより、担任と被害生徒・母親との信頼関係が完全に損なわれたほか、被害生徒の母親から生徒指導主事と教頭に対し、「本人の訴えがあったら指導してほしい」「担任には伝えられないでほしい」旨の要望が行われるようになった。その頃から、担任ではなく、生徒指導主事と教頭が母親への対応を行うことになったものの、生徒指導主事や教頭と担任との連携は十分に行われなかった。

平成28年の9月・10月頃には、被害生徒の母親から生徒指導主事に、「何かあっても(加害生徒等)呼ばないでください。強い子なので言いかえしますから」、「個別の指導はしないでほしい」、「助けを求めたときだけ手を貸してほしい、そうでなければ自分(被害生徒)で対処します」、「あの子たちは、言っても駄目だから」、「もっとひどいことになるから」との申立てがあり、学年会で共有された。

これにより、加害生徒等に対する個別の指導が控えられたり、「クラスで人に嫌な事していないか?」といった生徒全体への指導に置き換えられたりすることがあった。

4 中学校第3学年(平成29年度)

(1) 推認されたいじめ

1年時から2年時にかけて続いたからかいや悪口・暴言は、3年生になっても同様に継続していたと推認する。まだ生徒達の記憶に新しいこともあり、3年生になってからのからかいや悪口・暴言に関する情報は、2年時のものより更に多い。「死ね」に代表される脅し文句もより頻繁に言われるようになったことがうかがえる。また、授業中のからかいや冷やかし行為、休憩時間中も含めて常態化した「汚い物扱い」に加えて、始業前に傘で叩かれたり下校中に小石を投げられたりしたことも新たに確認されていることから、2年生から3年生へと学年が進んでいじめがより深刻になったと推認する。

加害生徒等の人数は、学級編制上の配慮等により、3、4人程度に減少したものの、前述のように、いじめの状況はより悪化したと推認する。

(2) いじめを受けた際の被害生徒の様子

「先生に言おうか」と声をかけた友達に、「言わんで」と怒ったように言って、いじめられていることを話題にしてほしくない意思を示していた。友達の中には、いじめについて話題にするのではなく、全く違う話題で被害生徒の気持ちを和ませようとしていた生徒もいた。

6月19日、授業終了直後、怒った様子で大股歩きで教室から出てきて、歯をくいしばって、持っていたタオルを絞るように強くひねり、「殺してやりたいくらい」等と独り言のように言い、女性の■■■■■■■■■■が担任に相談することを提案しても、「担任は無理です。絶対いやです。話せません」と言うことがあった。

6月27日、こぼしたお茶を拭いていて授業開始時に着席できなかったことを強く責められ、その後、机に伏して泣くこともあった。

7月21日、■■■■と下校中に加害生徒等の一人から小石を投げられた際、■■■■が「先生に言ったほうがいいよ」と言ったときには、被害生徒は「言ってもだめじゃけえ」と言った後、「私が言うから、いいよ」と言った。

(3) その後の経過

3年時から担任となった教員は、被害生徒を観察し、何度か、暗い表情をしていると感じた時に「何かあった？」等と声かけをしたが、「別に」、「大丈夫です」と拒絶されることが多く、最後まで人間関係を築くことはできなかった。

「個別の指導はしないほしい」、「助けを求めたときだけ手を貸してほしい」といった被害生徒の母親の要望は3年時も教員間で共有され、加害生徒等に対する個別の指導は控えられた。

加害生徒等のうち被害生徒らに暴言を続ける者に対する指導は、その都度何度も行われたが、指導は全く通らず、暴言解消の目処は立たない状況であった。

第4 学校等の対応について（諮問事項2）

1 小学校の対応

(1) いじめへの対応

被害生徒から [redacted] 訴えがあったときなど、教員が嫌がらせを認知した際には、[redacted] 指導が行われたが、解消することはできなかった。

3、4人の加害生徒等は、本件中学校進学後も被害生徒に嫌がらせを行っており、中学校での人間関係に引き継がれていくような素地が形成されていった。

[redacted] 担任は、[redacted] 取組を行ったが、周囲との好ましい人間関係を構築するには至らず、隣席の児童から時々机を離されるなど、周囲との関係に一定の溝が残った。

(2) 小学校におけるその他の取組

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

被害生徒が、[redacted] 隣席の児童から時々机を離されるなど、周囲の児童との関係に一定の溝があったとみられる状況の中、[redacted]

[redacted] 児童との関わりを仲介するような支援や、机を離している児童を注意して直させるようなその場での指導を行った。

「1 本件小学校の対応」の問題点

・ [redacted] 児童との好ましい人間関係構築のための取組が十分ではなかった。

2 小学校から中学校への引継ぎ

中学校で通常の学級に在籍する生徒については、本件中学校区では、小学校から中学校への引継ぎとして、毎年度末、小学校6年生の担任から中学校新1年生の担当予定者へ、入学予定の児童全員に関する学力（成績）等の基本的な情報に加えて、配慮を必要とする（「問題行動や発達障害などに係る配慮が必要であること」をいう。以下同じ。）児童についての簡単な申し送りを行っていた。

[redacted]
[redacted]
本件小学校が被害生徒について本件中学校に申し送った情報は、「[redacted]」「〇〇（ある女子生徒の名前）とは別の学級に」「[redacted]」「[redacted]」「人間関係が苦手」の5点で、小学校でどのような支援を行ってきたのか、今後どのような支援が必要か、といった具体的な内容は無かった。本件中学校側から、より具体的な情報を求める動きもなかった。

「2 小学校から中学校への引継ぎ」の問題点

- ・ 中学校入学に向け、被害生徒に対する小学校での支援状況や中学校で必要と考えられる支援の在り方などについて、XXXXXXXXXXなどに基づく中学校への引継ぎがなされなかった。

3 中学校の対応

(1) いじめへの対応

いじめに係る本件中学校の対応は、第3の2～4の(3)、第4の3の(6)、別紙2及び以下のとおりである。

本件中学校においては、毎年度当初、管理職から全教職員に対して、報告・連絡・相談の徹底等、組織としての基本的な確認を行うとともに、暴言等の問題行動があった時の対応方針について生徒指導規程等で定め、示してはいた。

また、本件中学校は、大学教授等の専門家による巡回相談指導を活用し、配慮を必要とする生徒から数名を選んで助言等を受け、事後、職員研修の場で共有していた。しかし、被害生徒は、同学年で毎年度30人以上いた配慮を必要とする生徒には含まれていたが、「特に落ち込んでいる様子も無く静かに授業に参加することができている」と判断され、巡回相談指導の対象となることはなかった。

こうした体制の下、各学年教員が、それぞれの学年の実態に応じて暴言等への対応を申し合わせ、実際、問題行動等が認められた生徒に対して保護者と可能な限り連携して特別な指導を実施し、その後、再発防止のために教員による経過観察を行っていた。

しかしながら、これらの対応は、組織として警察や児童相談所などの関係機関との連携やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家（以下「心理・福祉等の専門家」という。）の活用も視野に入れて検討した対応ではなく、その都度、対応できる一部の教員が行うというものであり、必要に応じて関係機関等と連携した個別のケース会議等は行われていなかった。

さらに、加害生徒等による対教師暴力について警察と連携しなかったものもあった。また、事案ごとの管理職への報告や指導記録等の作成については各学年の判断に任されており、前述の報告・連絡・相談の徹底や指導記録等の作成は不十分であった。

被害生徒に関しては、当該学年において、加害行為が頻繁であったこと、生徒からの情報提供により個別に加害生徒等を指導した場合に当該加害生徒等が行為を否認して指導を受け入れない等の状況があったことに加えて、加害生徒等からの報復を危惧する被害生徒の保護者から、加害生徒等への個別指導を控えてほしい旨の申し出があったこともあり、当該学年教員は、加害行為を現認したらその場を逃さず別室等で指導すること、加害行為を現認しやすくするために教員がシフトを組んで授業中も廊下等を巡視することなどを申し合わせていた。

一方、嫌がらせを受けた生徒（被害生徒を含む。）に対しては、各教員の判断で「大丈夫？」などの気遣いの言葉をかけるといった対応は行っていたが、嫌がらせを受けた生徒が「大丈夫です。」などと答えたことに安心し、嫌がらせを受けた生徒の実態等を踏まえて個別に思いを聴き取ったり、保護者と連携したりした上で、学年で情報共有して対応を検討したりするということは無かった。

「3 中学校 (1) いじめへの対応」の問題点

- ・ 加害生徒等の行為に対し、その時に対応できる当該学年の一部の教員が対応した後に、学年で一定の情報共有はするものの、指導方針を検討して組織的な指導を行うには至らなかった。
-①
- ・ 指導を重ねても嫌がらせを繰り返す加害生徒等に対しては、他学年の生徒が暴力行為に及んだ際には実施された「関係機関や専門家等との継続的な連携」は行われず、結果として、状況を改善し、加害行為の再発を防止することができなかった。-②
- ・ 嫌がらせを受けた生徒（被害生徒を含む。）に対し、詳しく聴き取りを行って心身の苦痛をどの程度感じているか把握してケアするなど有効な対応が行われなかった。-③

(2) 生徒の実態把握、支援方法の検討

小学校から伝えられた情報は、毎年度当初の「配慮を必要とする生徒、確認事項の研修」で活用するリストに記載されていたが、当該研修は、リストに挙げた多数の生徒について、記載された内容のみを情報共有するもので、その後年間を通じて、被害生徒についての詳しい実態把握や具体的な支援方法等を検討する機会は無かった。

「3 中学校 (2) 生徒の実態把握、支援方法の検討」の問題点

- ・ 配慮を必要とする生徒について全教職員で情報共有する場が形式化し、リストにある限られた情報を確認するのみに止まり、実態の把握や必要な支援についての検討がなされなかったことから、被害生徒の特性や必要な配慮・支援に係る理解が深まらなかった。

(3) 学級編制

ア 中学校第1学年（平成27年度）の学級

平成27年3月頃、学年教員となる予定の者を中心に編制作業が行われた。

小学校からの引継資料に基づいて、課題の大きい生徒を異なる学級に分けた。

イ 中学校第2学年（平成28年度）の学級

平成28年3月頃、1年時の教員を中心に編制作業が行われた。

被害生徒と特に仲のよかった友達を同じ学級にする配慮がなされた。

ウ 中学校第3学年（平成29年度）の学級

平成29年3月頃、2年時の教員を中心に編制作業が行われた。

2年時の加害生徒等数人と異なる学級にする配慮、面倒見がいいとされる生徒数人と同じ学級にする配慮がなされた。ただし、後者には、実は、被害生徒が苦手とする「活発で影響力のある生徒」も含まれていた。

編制作業の際、被害生徒をよく知る生徒指導主事から、「被害生徒にとって友人関係が希薄な学級になっている」との指摘があったが、他の教員から「被害生徒は強くなっているから変更は不要」との意見が出され、結局、幼馴染等の親しい友達は別の学級となった。

「3 中学校 (3) 学級編制」の問題点

- ・ 被害生徒の精神的な支えとなるような生徒や担任との人間関係に配慮した学級編制等が不十分であった。

(4) 授業等における配慮

授業における配慮としては、小学校からの引継ぎで得た学力面での情報や、被害生徒の母親から伝えられた「筆記速度が遅いことへの配慮」の他、「提出物の期限について被害生徒を急かすなどして追い詰めないこと」が学年会で共有されたものの、教科ごとの授業時における対応は当該教科担当教員の判断に任せられていた。

その結果、学習グループで加害生徒等と同じグループにならないようにしたり、意識的に被害生徒の様子を注視したり、学習プリントを配付した際に個別支援を行ったり、リコーダーの実技テストのための練習期間を長く設定して被害生徒を含む全員が一定レベルに到達してから実技テストを実施したりする教員もいれば、被害生徒の授業参加における支障は無いと判断して特には配慮しなかった教員もいるなど、教員によって意識や対応は様々であった。

また、1年時、被害生徒の母親から担任に対し、「筆記速度が遅いので、板書を写真撮影させてもらえないか」という相談や、「リコーダーの実技テストなど他の生徒の前で被害生徒が発表することがあれば事前に準備させたいので教えてほしい」との要望があり、担任は被害生徒のペースで書けるよう一定の配慮を行ったが、これ以上の対応は無かった。

学級での班については、1、2年時には、担任が、被害生徒が必ず誰か親しい友人と同じ班になるよう、班を決める班長会で指示していた。特に、2年時の修学旅行の班では、被害生徒に最大限配慮し、担任が班長、班員とも指定したこともあり、被害生徒は終始笑顔で過ごしていた。

しかし、3年時には、前年度までの情報が担任に十分に伝えられておらず、担任は、人間関係に留意して班員を決めるよう班長会で指示したものの、被害生徒について個別の配慮は無かった。

「3 中学校 (4) 授業等における配慮」の問題点

- ・ 組織的な支援の検討が十分でなく、学年として、全ての教科で一貫した支援方針は無く、個々の教員によって、配慮の有無、配慮の方法も様々であった。

(5)

ア 小学校（平成21年度～平成26年度）

イ 中学校第1学年（平成27年度）

ウ 中学校第2学年（平成28年度）

エ 中学校第3学年（平成29年度）

「3 中学校 (5) [redacted]」の問題点
・ [redacted]
・ [redacted]

(6) いじめ防止の取組について

本件中学校においても、他の市立中学校と同様に、いじめ防止対策推進法に基づき、「いじめ防止等のための基本方針」を策定し、「学校いじめ防止委員会」を中心に、いじめ防止の取組を実効的に行うこととしていた。その主な取組の視点としては、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「認知したいじめへの適切な対応」などがあつた。

ア いじめの未然防止

「生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力をはぐくみ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う」ため、学校全体として取り組む行事等の他、被害生徒が在籍していた学級においては、各年度とも、担任が、班活動に重点を置いた学級づくりを行い、生徒間の交流を促進するなどの取組を行っていた。

イ いじめの早期発見

いじめの早期発見、実態把握のため、年間各2回のいじめアンケート調査とアセス（学校環境適応感尺度）の調査（32頁※4参照）、担任と生徒による「教育相談」を実施していた

が、被害生徒から、嫌がらせ、いじめの自発的な申告は無かった。

いじめアンケートは、広島市教育委員会から平成29年4月3日付け「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に関する通知を受け、適切に保管することが求められているが、通知以前の中学1年、2年時の被害生徒のアンケートは、既に廃棄されていた。

本件中学校では、年間2回、担任と保護者及び生徒との三者懇談会を実施していたが、平成28年6月頃に担任の指導によって、かえって被害生徒に対する悪口・暴言が激化するということがあってからは、被害生徒や保護者から担任への申立ては行われなくなった。

平成28年度中、被害生徒の母親から、生徒指導主事等に「被害生徒がからかいを受けている」との申立ても何度かあったが、「個別の指導はしないでほしい」、「助けを求めたときだけ手を貸してほしい、そうでなければ自分（被害生徒）で対処します」との要望もある中で、加害生徒等への個別の聴き取り等、学校の積極的な対応は行われず、いじめの認知には至らなかった。

その他、中学校に「ふれあい相談窓口」を設けて、相談内容によってはスクールカウンセラー（広島市教育委員会が各中学校に原則週8時間配置）を利用できるようにしていたが、被害生徒のいじめに関する相談は無かった。

ウ 認知したいじめへの適切な対応

加害行為を現認したらすぐに制止し、然るべき指導を行うことができるよう、学年教員でシフトを組んで授業中の巡視を行っていたが、加害行為を現認しても、加害生徒等への指導に追われてしまい、被害生徒について、被害状況に着目していじめと認知することも、「学校いじめ防止委員会」で対策を詳細に検討することも無かった。

なお、本件中学校は、平成27年度2件、平成28年度3件、平成29年度（7月末まで）9件のいじめの認知件数を教育委員会に報告しているが、そのうち、「学校いじめ防止委員会」を開いて対応したものは平成27年度の1件のみで、その他の件についての対応は全て「生徒指導連絡会」等において情報共有するに止まっていた。

「3 中学校 (6) いじめ防止の取組について」の問題点

- ・ 加害行為の制止と加害生徒等への指導に教員の意識が集中し、本来、被害側からのSOSを敏感にキャッチし、被害側の視点に立つて行うべきいじめの認知が行われていなかった。
- ・ 多くの加害行為があったにもかかわらず、アンケート等はいじめの訴えが出ないことに疑念を抱くことなく、いじめを積極的に認知し早期に対処する姿勢に欠けていた。

4 教育委員会の対応

第4の1～3の「小学校、中学校の対応」の問題点に関する教育委員会の対応は、以下のとおりである。

(1) 「1 小学校の対応」の問題点に関するもの

「1 本件小学校の対応」の問題点

- ・ [redacted] 児童との好ましい人間関係構築のための取組が十分ではなかった。

([redacted] の対応)

- ・ [redacted]
- ・ [redacted]

(2) 「2 小学校から中学校への引継ぎ」の問題点に関するもの

「2 小学校から中学校への引継ぎ」の問題点

- ・ 中学校入学に向け、被害生徒に対する小学校での支援状況や中学校で必要と考えられる支援の在り方などについて、[redacted] などに基づく中学校への引継ぎがなされなかった。

([redacted] の対応)

- ・ [redacted]
- ・ [redacted]
- ・ [redacted]
- ・ [redacted]
- ・ [redacted]
- ・ [redacted]
- ・ [redacted]
- ・ [redacted]
- ・ [redacted]
- ・ [redacted]

(3) 「3 中学校 (1) いじめへの対応」の問題点に関するもの

「3 中学校 (1) いじめへの対応」の問題点①

- ・ 加害生徒等の行為に対し、その時に対応できる当該学年の一部の教員が対応した後に、学年で一定の情報共有はするものの、指導方針を検討して組織的な指導を行うには至らなかった。

(教職員課の対応)

- ・ 平成28年4月当初(中2)、本件中学校の学校体制の強化を図るため、異動時期であった学年主任を留任。生徒指導主事経験者と学年主任経験者を新たに配置。生徒指導体制の充実を図るため、本件中学校を「生徒指導実践指定校」に指定し、「生徒指導加配」1名を措置。学校の活性化を図るため、新規採用者を含む若手教員を配置
年度中途の9月1日、学校体制の更なる強化のため、「加配(臨時採用)」1名を措置
- ・ 平成29年4月当初、前年度に引き続き「生徒指導実践指定校」に指定して「生徒指導加配」1名を措置するとともに、率先して動くことのできる中堅教員を配置
- ・ 毎年度6月頃、管理主事が本件中学校を含む市立中学校を訪問し、生徒の実態及び配置教員の活用状況を把握

(生徒指導課の対応)

- ・ 生徒指導実践指定校への指導として、毎週、生徒指導アドバイザー(退職校長)が学校を訪問し、校内の「生徒指導連絡会」等に出席

(教育センターの対応)

- ・ 平成27年度、新任校長であった本件中学校の校長らに、学校経営における危機管理に係る内容の「新任園長・校長研修」を実施
- ・ 平成27、28年度、主幹教諭を対象として、危機管理・課題解決に向けたマネジメントに係る内容の「主幹教諭研修」を実施
- ・ 平成27～29年度、生徒指導主事を対象として、生徒指導に係る校内体制づくりや生徒指導主事の役割等に係る内容の「中・高等学校生徒指導主事研修」を実施

「3 中学校 (1) いじめへの対応」の問題点②

- ・ 指導を重ねても加害行為を繰り返す当該学年の生徒に対して、他学年の生徒が暴力行為に及んだ際には行ったこともある関係機関や専門家等との継続的な連携を図っておらず、結果として、状況を改善し、加害行為の再発を防止することができなかった。

(生徒指導課の対応)

- ・ 平成25年度、全市立学校に対し、警察及び児童相談所との連携を一層強化するよう、「いじめ防止基本方針を踏まえた関係機関との連携について(通知)」を通知
- ・ 毎年度当初、全市立学校に対し、教職員に対する暴力行為や児童生徒間の暴力行為、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案などについては、学校から必要に応じて警察に連絡・相談するよう、「学校と警察との相互連絡制度について(通知)」を通知
- ・ 生徒指導上の問題が多発する学校への支援として、本件中学校に対し、原則、週に4日(毎日4時間)、生徒指導支援員(警察OB)が学校を訪問し、校内を巡視。必要に応じて問題行動を起こす生徒に直接対応

「3 中学校 (1) いじめへの対応」の問題点③

- ・ 嫌がらせを受けた生徒（被害生徒を含む。）に対し、詳しく聴き取りを行って心身の苦痛をどの程度感じているか把握してケアするなど有効な対応が行われなかった。

(生徒指導課の対応)

- ・ 毎年度、全市立学校に対し、「いじめの問題に対する指導体制」のチェックリストにより、いじめの被害側への対応も踏まえた「指導状況の点検」と「指導体制の見直し」を行い、当該チェックリストを教育委員会に提出することについて通知

(4) 「3 中学校 (2) 生徒の実態把握、支援方法の検討」の問題点に関するもの

「3 中学校 (2) 生徒の実態把握、支援方法の検討」の問題点

- ・ 配慮を要する生徒について全教職員で情報共有する場が形式化し、リストにある限られた情報を確認するのみに止まり、実態の把握や必要な支援についての検討がなされなかったことから、被害生徒の特性や必要な配慮・支援に係る理解が深まらなかった。

(指導第二課の対応)

- ・ 毎年度末、中学校長会において、「入学及び進級に際しては、個人記録票等を活用し、児童生徒の状況や配慮事項、具体的な支援の方法等を適切かつ確実に引き継ぐ」旨を連絡

([REDACTED] の対応)

- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]

(5) 「3 中学校 (3) 学級編制」の問題点に関するもの

「3 中学校 (3) 学級編制」の問題点

- ・ 被害生徒の精神的な支えとなるような生徒や担任との人間関係に配慮した学級編制等が不十分であった。

(指導第二課の対応)

- ・ 毎年度末の中学校長会で、生徒にとって学級は学校での生活・学習の基盤であるから、学級編制は、個々の生徒の状況を踏まえた上で、慎重かつ適切に実施する旨を連絡

(6) 「3 中学校 (4) 授業等における配慮」の問題点に関するもの

「3 中学校 (4) 授業等における配慮」の問題点

- ・ 組織的な支援の検討が十分でなく、学年として、全ての教科で一貫した支援方針は無く、個々の教員によって、配慮の有無、配慮の方法も様々であった。

([REDACTED] の対応)

- ・ [REDACTED]

(7) 「3 中学校 (5) [redacted]」の問題点に関するもの

「3 中学校 (5) [redacted]」の問題点

- [redacted]
- [redacted]

([redacted] の対応)

- [redacted]
- [redacted]

(8) 「3 中学校 (6) いじめ防止の取組について」の問題点に関するもの

「3 中学校 (6) いじめ防止の取組について」の問題点

- 加害行為の制止と加害生徒等への指導に教員の意識が集中し、本来、被害側からのSOSを敏感にキャッチし、被害側の視点に立つて行うべきいじめの認知が行われていなかった。
- 多くの加害行為があったにもかかわらず、アンケート等でいじめの訴えが出ないことに疑念を抱くことなく、いじめを積極的に認知し早期に対処する姿勢に欠けていた。

(生徒指導課の対応)

- 平成27年6月、中学校長会において、「生徒の不安や悩みのサインをきめ細かく把握し、迅速・適切な対応をする」、「生徒理解を深めて信頼関係づくりに努め、生徒がいつでも教職員に相談できる体制を整備する」等、教育相談体制の構築について連絡
- 同年7月、中学校長会において、前述のことに加えて、「いじめの対応は、特定の教職員で抱え込まず、『学校いじめ防止委員会』を中心に組織的に対応すること」など、いじめの問題に対する指導の徹底について連絡
- 同年8月、全ての市立学校に対し、「教育相談体制の充実について（通知）」を通知
- 同年9月、中学校長会において、「初期段階や、短期間で解消したいじめも遺漏なく認知して報告すること」、「対人関係のトラブルに、いじめが含まれる可能性があることを踏まえ、慎重に確認すること」等、いじめの認知について連絡
- 同年11月、全ての市立学校に対して「いじめの問題に対する指導の徹底について（通知）」を通知した上で、中学校長会で、通知の趣旨について連絡
- 平成28年1月、中学校長会において、「悩みを抱える生徒・保護者に対する具体的な支援」等、実効性のある教育相談体制の構築について助言。また、いじめ等への迅速・適切な対応について連絡
- 同年3月、全市立学校に対し、いじめの正確な認知に関する教職員間での共通理解を職員会議等で図ることについて通知
- 同年5月、11月、中学校長会において、いじめ等への迅速・適切な対応について連絡
- 平成29年2月、全市立学校に対し、いじめの問題に対する指導の徹底を通知するとともに、

中学校長会において、いじめの適切な認知について連絡

- ・ 同年4月、児童生徒支援加配事業連絡協議会において、法に基づく「いじめの定義」の解釈や「学校いじめ防止委員会」の役割などについて説明
- ・ 同年6月、中学校長会において、法に基づく「いじめの適切な認知」について連絡
- ・ 毎年度、全市立学校に対し、「いじめの問題に対する指導体制」のチェックリストにより、いじめの被害側への対応も踏まえた「指導状況の点検」と「指導体制の見直し」を行い、当該チェックリストを教育委員会に提出することについて通知

(9) 教育委員会の問題点

(1)～(8)を踏まえた教育委員会の問題点

- ・ 教員の体調不良、中途退職等により学校運営に支障が生じつつある中で、本件中学校の実態を踏まえ、加配の措置など、重点的な人的支援を行ってはいたものの、配置した教職員の活用状況について定期的に学校訪問するなどして把握し、適宜、必要な指導助言を行うといったフォローが十分ではなかったため、学校の組織的な体制の構築にまでは結びつけることができなかった。
- ・ 本件中学校を含む全ての市立中学校に対し、生徒の実態に基づく計画的な支援や関係機関・専門家等との継続的な連携に係る内容の様々な通知・説明を行ってはいたものの、当該通知・説明に学校現場が直ちに実践できるような具体的な内容が少なく、また、研修後の各学校の状況に応じた指導助言が十分でなかったため、本件中学校の具体的な取組の実現には結びつけることができなかった。
- ・ 通知等を行った後、本件中学校を含む全ての市立中学校の進捗状況の調査を実施していたものの、実態をより明確に把握できる調査項目の検討、調査結果の検証が十分ではなかったため、本件中学校の実態把握が十分にできなかった。
- ・ 生徒の問題行動等に対する組織的な対応に係る内容の研修を実施していたものの、研修後の各学校における研修の活用状況・課題に応じた指導助言が十分ではなく、また本件中学校には抽象的な通知を元に具体的な取組を企画する時間的、人材的余裕がなかったため、成果が目に見える形で本件中学校の取組に反映されるまでには至らなかった。

第5 死亡に至る過程や心理の検証について（諮問事項3）

1 検討事項

諮問事項3「死亡に至る過程や心理の検証について」では、諮問事項1及び2の審議で明らかとなった事実関係等を踏まえ、次の事項を検討した。

- (1) いじめが、被害生徒の死亡にどの程度影響したか。
- (2) 被害生徒の死亡に影響を与えた他の事柄は何か。また、その事柄が、いじめと比してどの程度の影響を与えたか。

2 検討の過程

「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年3月 文部科学省）から引用するなどして作成した「自死する子どもに見られる心理等」（別紙3）に基づき、当該心理等が、どの段階で、どの程度確認できるか、何に起因するものか、次のとおり順に検討した。

- (1) 自死直前の被害生徒の気持ちが記載されている可能性の高い、「残された手紙」を検討した。
- (2) 被害生徒自身を理解するため、被害生徒自身の情報を検討した。
- (3) 「3年時の学級編制」を含む自死前の半年間を中心に、主要ないじめ、被害生徒の様子や発言を検討した。
- (4) 亡くなった日に、進路等に関する「三者面談」の予定、「母親と夏休みの宿題の計画を立てる」予定があったことを踏まえ、「進路」や「宿題・提出物に関する情報」、
[redacted] を検討した。
- (5) 再度「残された手紙」を検討し、「いじめが、被害生徒の死亡にどの程度影響したか」等を判断した。

3 自死する子どもに見られる心理

検討により推認された「自死する子どもに見られる心理」、これに「関係する事実」、その「原因」は、別紙4-1及び次のとおりである。

- (1) いじめが、「自死する子どもに見られる心理」の全ての項目に作用している。
- (2) 幼少からいじめられた体験が積み重なっていく中、「なぜ自分がいじめられるのか」という思いは払拭されることなく、そうした思いが被害生徒の特性の一部（本音が言えず、SOSが出しにくい等）を強化する形で作用している。
- (3) 中学校2年時、指導を受けた加害生徒等からの報復によって被害生徒への嫌がらせが激化した際、被害生徒が泣いて帰宅した後、夜中に無意識の状態、目をつぶったまま涙を流し「何で？何で？何で？どうして？どうして？どうして？」と言ってパニック状態になることがあったほか、
[redacted] 中学校2年生の段階で、既に、自死に至る「限界」（以下「限界」という。）に近づいていたと推認する。
- (4) こうしたいじめにより心理的に追い詰められることに加えて、
[redacted]
[redacted] 被害生徒は、「学校に行きたくない」という思いとの間で苦悩し、自死以

外の解決方法が全く思いつかない状況（心理的視野狭窄）に陥って「限界」を迎えたと推認する。

(5) [redacted]
[redacted]
[redacted]

4 自死の危険因子

検討により推認された「自死の危険因子」、これに「関係する事実」、その「原因」は、別紙4-2及び次のとおりである。

(1) 「中学校3年時の学級編制」により、修学旅行前後の「素の自分を必要としてくれる特に仲のよかった友達」と同じクラスになっておらず、[redacted]と合わせて、「喪失体験」が認められる。[redacted]

[redacted]被害生徒にとって大きな「喪失体験」であったと推認する。

(2) 被害生徒は、[redacted]小学校の頃から中学校3年時に至るまでの断続的ないじめが「孤立感」に結びつくとともに、被害生徒の「生きるエネルギー」を徐々に奪っていったものと推認する。

また、[redacted]

[redacted]への周囲の対応が十分になされなかったことが、同学年の児童生徒、特に男子とのあつれきを生み、「孤立感」を深めることにつながっていったと推認する。

(3) [redacted]
[redacted] ※2 [redacted]

※2 [redacted]
・ [redacted]
・ [redacted]

5 自死直前の兆候

検討により推認された「自死直前の兆候」、これに「関係する事実」は別紙4-3及び次のとおりである。

被害生徒が亡くなった7月を中心に、「行動等の突然の変化」、「別れの用意」、「自死のほのめかし」と受け取れるような言動があった。

6 死亡に至る過程

(1) [redacted]被害生徒は、同学年の児童生徒から劣位に取り扱われるなど自尊感情を損なうことがあり、徐々に消極的になるとともに、「自分に自信が持てず、注目されることを避ける意識」が強化されていった。

(2) 小学校低学年（1・2年）の頃から、いじめが断続的に続く中、被害生徒は、「自死する子どもに見られる心理」、その中でも特に「無価値感」を形成していった。

- (3) 中学校でも、いじめが断続的に続く中、被害生徒は、2年時には「限界」に近いことを感じていたが、[]交友範囲が広がり、仲の良い友達を「素の自分を受容してもらえらる心の支え」とし、休憩時間に雑談することなどで心を癒し、いじめで減らされた「生きるエネルギー」を回復していた。
- (4) 中学校3年時の学級編制で心の支えとなる仲の良い友達がいなない状況となる中、特に6月以降、頻度を増したいじめにより、更に「孤立感」を深めるとともに、[]（「残された手紙」[]参照）という思い（無価値感）を強め、「生きるエネルギー」を消耗していった。
- (5) 母親は、被害生徒が自信を持てるよう、好きな事を仕事にして自立できるよう、小学校の頃から中学校3年時に至るまで、宿題・提出物と一緒に取り組み、被害生徒の[]努力もあり、その結果、進路に必要な成績を確保できていたものの、被害生徒には、[]（「残された手紙」[]参照）という気持ちもあった。
- (6) 被害生徒にとって、高等学校のオープンスクールに行き志望校を決めることは、かねてからの夢であり、亡くなる10日前頃、それを達成して進学の意味を周囲に伝えていたが、修学旅行の時のように「生きるエネルギー」を回復させ、希死念慮を解消するに至るまでのものではなかった。
- (7) 自死直前の兆候としては、平成29年6月頃から休憩時間に友達が教室の前に来て出でくることがなくなるなどの「行動の変化」、7月頃の「別れの用意（「残された手紙」の作成）」、亡くなる4・5日前に「別れの用意（大切なものをあげる）」、前日に「自死のほめかし」が認められる（別紙4-3参照）。
- 被害生徒は、その直後の7月24日、あたかも「生きるエネルギー」が尽き、[]（「残された手紙」[]参照）かのように亡くなった。
- (8) 以上の過程を踏まえると、被害生徒が死を決意した時期の明確な特定はできなかつたが、衝動的に「死」に至ったものというよりは、「生きること」への限界を超えたと意識する中で、その時を迎えたものと推認する。

7 検討結果

- (1) いじめが、「自死する子どもに見られる心理」の全ての項目に作用しており、被害生徒の死亡の主たる原因となったと推認する。
- (2) 被害生徒の死亡に影響を与えた他の事柄としては、「被害生徒の特性への理解と対応」、「中学校3年時の学級編制」があったと推認する。特に前者については、仮に、被害生徒の特性を正しく理解し、被害生徒に寄り添った十分な対応がなされていれば被害生徒がいじめを受けていた状況を少なからず改善することができたであろうという点で、いじめが死亡の主たる原因となったことに大きく影響したと考えられる。その他には、「宿題・提出物の負担」、「[]」等もあったと考えられる。

これらの事柄が被害生徒の死亡に与えた影響は、いじめと比肩するほど大きくなかつたものの、背景的・間接的な原因にはなつたと推認する。

第6 今後の対応と再発防止について（諮問事項4）

これまでの調査・審議で明らかになったことを踏まえ、今後、誰一人としていじめにより尊い命が失われることのないようにするため、審議会として、今後の対応における課題及び学校と教育委員会とが一体となった再発防止の取組推進に資する方策を提言する。

1 今後の対応における課題について

(1) 教員と児童生徒との信頼関係の構築

学校として、いじめの未然防止、早期発見及び適切な対応等の取組を推進していくには、教員と児童生徒との信頼関係の構築が不可欠である。

そのためには、学校は、「いじめは重大な人権侵害であり、絶対に許さない」ということを繰り返し発信していくとともに、被害側の児童生徒の思いに寄り添い、柔軟かつ効果的に対応することにより、児童生徒、保護者及び地域からの信頼を確保する必要がある。

(2) いじめの未然防止と早期発見及び適切な対応

ア 支持的風土の醸成された学級づくり

いじめを未然に防止するためには、教員と児童生徒との信頼関係を基に、「一人一人の児童生徒にとって存在感を実感でき、安心して過ごすことのできる」支持的風土の醸成された、学級づくりを行う必要がある。

そうした学級づくりを行う上で最も重要なことは、児童生徒一人一人の実態を的確に把握すること、すなわち確かな児童生徒理解である。そのため、担任など、児童生徒と関わる教員が日ごろからのきめ細かい観察を基本に、アンケートや教育相談など適切な方法を用いて、一人一人の児童生徒を客観的かつ総合的に認識することが必要である。その上で、児童生徒の良好な人間関係を育てる取組などを通して、支持的風土の醸成された学級にしていく必要がある。

学級には、生徒指導上の諸課題や発達上の課題、児童生徒を取り巻く環境の課題など、多様な実態を抱える児童生徒がいる。そうした「特別な教育的支援を必要とする児童生徒」については、学校として、学習指導要領の趣旨を踏まえ、的確な実態把握（児童生徒理解）と支援方針を明確かつ具体的に示した「個別の指導計画」等に基づいて、学級が当該児童生徒にとって、安心した居場所となるよう適切に支援する必要がある。

また、特別支援学級に在籍する児童生徒については、「交流及び共同学習」を推進する際、その目的や必要な支援等について、特別支援学級の担任と交流学級の担任を中心に積極的な連携を図る必要がある。

イ いじめの積極的認知

全ての児童生徒について、教職員による日頃のきめ細かい観察を行うとともに、被害側の児童生徒は勿論のこと、加害側の児童生徒やいじめの場面を目撃したり噂を聞いたりした児童生徒も回答しやすいよう工夫※3されたアンケートや「アセス(学校環境適応感尺度)※4」などを活用した実態把握及びそれに基づく定期的な教育相談、加えて、児童生徒の小さな変化等に即座に対応することができる随時の教育相談など、多様な方法によりいじめを早期に発見する必要がある。

また、いじめの定義に基づく教職員のいじめ問題への意識や感度を高め、組織として情報共有するシステムを整えることにより、「いじめ見逃しゼロ」を目指す積極的認知を徹底する必要がある。

※3 アンケートの工夫例

- ・ 被害側の児童生徒が安心して回答できるよう「あなたが受けた（受けている）いじめに対して、学校にどのように対応してほしいのか、あなた（被害側の児童生徒）の思いを聞きながら、いじめの解決方法について考えます。」などの文言を書き添える。
- ・ 加害側の児童生徒が、自分の行為について打ち明けられるような質問項目を設定する。
- ・ いじめの場面を見かけたけだったり、いじめについての噂を聞いたけだったりする児童生徒が、そのことについて書くことができる質問項目を設定する。
- ・ 他の児童生徒の目を気にせずに回答できるよう、自宅で記入して提出する方法で実施する。
- ・ 児童生徒が家庭内でのみ被害を打ち明けている可能性を踏まえて、保護者対象のアンケートを実施する。

※4 「アセス（学校環境適応感尺度）」とは

- ・ 児童生徒本人が感じる「自分が学校に適応できているかどうか」という感覚を「生活満足感」「教師サポート」「友人サポート」「向社会的スキル」「非侵害的關係」「学習的適応」の6つの因子から数値化する質問紙調査
- ・ 質問紙の回答結果を専用のソフトに入力するとグラフ化され、当該児童生徒の適応感傾向が簡単な文章で示される。（当該児童生徒の状況を踏まえた詳細な分析までは行われない。）

ウ いじめへの適切な対応

いじめかどうか判断できない段階から、被害側の児童生徒の状況等を踏まえ、保護者との連携など、幅広い視点から情報を収集して事実関係を明らかにするとともに、「学校いじめ防止委員会」での方針の検討を踏まえた組織的かつ適切な対応を行う必要がある。

いじめにつながる可能性がある行為が、たとえ、不特定多数の児童生徒に対するものであったとしても、被害側の児童生徒の受け止めは、個々の児童生徒によって違うことを踏まえ、被害側の児童生徒の実態に応じた対応を行う必要がある。

エ 被害側の児童生徒の思いの尊重

教員は、いじめの特性（被害側にとっては、いじめの告白自体が自尊心を傷つけるものであること、大人の介入によりいじめが隠然化しエスカレートする不安があることなどから、必ずしもアンケート等で被害を訴えるとは限らないこと等）を理解した上で、被害側の児童生徒の実態等に留意して、そのSOSを受け止められる鋭い感性を養うとともに、被害側の児童生徒に寄り添い、その心情を受け止め、本人及び保護者が学校にどのように対応してほしいのかも踏まえて適切に対応する必要がある。

また、「学校いじめ防止委員会」において、心理・福祉等の専門家と連携して必要な支援についての検討を行うとともに、定期的に支援状況等を確認して支援の在り方を見直し、場合によっては、被害側の児童生徒の友人関係に配慮した班や学級にするなど、状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

オ 加害側の児童生徒への効果的な指導

「学校いじめ防止委員会」において、心理・福祉等の専門家と連携して加害側の児童生徒の実態を踏まえた指導方針を検討し、保護者とも連携しながら適切な指導を行うとともに、必要に応じて、関係機関等も交えた個別のケース会議を開催するなど、指導効果を高められるよう組織的に対応する必要がある。

また、加害側の児童生徒に対して必要な教育的指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難で、その影響により被害側の児童生徒を守り通すことや他の児童生徒の教育を受ける権利を保障することに支障をきたすような場合は、学校は、その旨を保護者に十分説明し、教育委員会との連携の下、別室での指導や関係機関との連携など、実効的な対応を毅然として行う必要がある。教育委員会は、学校に対し、必要な指導・助言を行うとともに、学校の対応が適切になされているかを把握し、場合によっては、学校教育法第35条及び第49条に基づく出席停止も視野に入れた対応を検討する必要がある。

(3) 校内組織体制の構築

ア 的確な実態把握と情報共有

教職員による日頃のきめ細かい観察やアンケート等の実施とそれに基づく教育相談、保護者との連携や小・中学校等の校種間連携など、学校として、多様な方法によりの確に児童生徒の実態を把握する体制を確立する必要がある。それとともに、個々の児童生徒の実態に応じて、どのような情報をどの範囲で共有しておく必要があるかを見極め、確実に情報共有し、具体的な支援や指導に結びつけるシステムを構築する必要がある。

こうした取組を確実に行うためには、児童生徒の実態把握や教育相談等の取組の中心的な役割を担う教員（以下「教育相談担当教員」という。）を校内組織に位置づけ、生徒指導主事との密接な連携の下、実効性のある取組となるようにするなど、校内体制の見直し・強化を図る必要がある。

イ 組織的対応の充実

「学校いじめ防止委員会」を中心とする校内組織体制及び情報共有や指示・伝達が確実にできるシステムを構築するとともに、心理・福祉等の専門家や各種ボランティア等の多様な専門家・人材を含む「チーム学校」を現場で取りまとめる生徒指導主事の役割を明確化し、いじめの早期発見や適切な対応が組織的に取り組めるようにする必要がある。

ウ 教育相談体制の充実

教育相談担当教員が中心となって、心理・福祉等の専門家と連携して、計画的・組織的に教育相談を行うとともに、個々の教員の教育相談に係る知識や力量の向上を図る必要がある。

また、教育相談を1対1の相談活動に限定することなく、日頃から児童生徒と接するあらゆる機会をとらえて意図的な対話や言葉掛けを行い、そこで得た情報について専門家を含めた「チーム学校」で迅速に共有し、アセスメントと支援方針の検討を行うなど、いじめの早期発見・早期対応につながる実効的な教育相談体制の充実を図る必要がある。

エ 保護者・関係機関との連携

日頃より、こまめな家庭連絡や必要に応じて家庭訪問を行うなど、保護者との密接な連携に努め、信頼関係を構築する必要がある。

特に、いじめの被害側の児童生徒については、いじめの特性（被害側にとっては、いじめの告白自体が自尊心を傷つけるものであること、大人の介入によりいじめが隠然化しエスカレートする不安があることなどから、必ずしもアンケート等で被害を訴えるとは限らないこと等）を理解した上で、被害側の児童生徒の実態等にも留意して、保護者ときめ細かい連携を図る必要がある。

また、加害側の児童生徒についても、加害行為に至った状況や思いを丁寧に聴き取り、保護者と連携した指導を行うことにより指導効果を高める必要がある。

さらに、被害・加害双方とも、児童生徒の実態に応じて、的確なアセスメントや効果的な支援・指導の実現に向け、医療機関や区役所、児童相談所、警察等の関係機関と積極的に連携を図る必要がある。

関係機関と連携するに当たっては、各関係機関の専門性や機能を理解し、学校及び関係機関が「いつまでに、誰が、何をするのか」等、それぞれの役割を明確にした実効的な連携を行う必要がある。

オ 小中学校9年間の切れ目のない支援

学校は、個々の児童生徒の情報を適切に管理し、進級時には、情報を引き継ぐ場を設定するとともに、小中学校間の連携においては、どのような情報を引き継ぐのかなど、あらかじめ明確に定め、個々の児童の実態に応じた情報連携の場を設定するなど、計画的かつ確実に引継ぎを行う必要がある。

学級には、生徒指導上の諸課題や発達上の課題、児童生徒を取り巻く環境の課題など、多様な実態を抱える児童生徒が在籍している。そのことを踏まえ、そうした「特別な教育的支援を必要とする児童生徒」については、進級・進学に際して、切れ目のない支援の実現が図られるように、当該児童生徒の実態とともに、これまでに行ってきた支援と成果及び今後必要な支援の具体について、保護者とも連携しながら、確実に情報を引き継ぐ必要がある。

そのために、学校は、学習指導要領の趣旨を踏まえ、支援方針を明確かつ具体的に示した「個別の指導計画」等の引継資料が極めて重要であることについて教員間で共通理解し、当該児童生徒の支援状況やその成果等を、学期ごとなど定期的に更新して日々の指導で活用するとともに、確実にそれを引き継ぐ必要がある。

これらのことが、適切かつ確実に行われ、小中学校9年間の切れ目のない支援を実現するためには、教育委員会として、各学校の役割や引継内容を明確に示すとともに、学校の取組状況を定期的に把握し、適宜、効果的な指導・助言を行う必要がある。

(4) 教員の資質能力の向上に係る研修の充実

全ての教員が、いじめの未然防止や早期発見、早期対応を効果的に行うために必要な資質能力を身につけることに加えて、それらの取組を組織として行うことについて共通理解を図るため、各学校において、いじめ問題に特化した研修を実施する必要がある。

そのために、教育委員会は、各学校が、管理職のマネジメントの下、研修内容を日々の教育活動につなぐことができるよう、事例検討や演習を交えた研修を継続的に実施するなど、実効的な研修体制の充実を図る必要がある。

(5) 地域との連携の推進

地域に開かれた学校として、児童生徒の実態や学校の取組状況等についての情報を、情報の内容や情報提供の方法などについて検討した上で提供し、学校と地域との距離を縮める必要がある。

また、PTA代表や地域の自治会代表、民生委員・児童委員等が参加する「学校協力者会議」において、学校の現状と課題の共有、課題解決に向けた協議を活性化していく必要がある。

そして、地域住民が、それぞれの立場や可能な範囲で、登下校や学校生活の見守り、学習支援や部活動支援、学校行事等へ参加したり、児童生徒が、地域でのボランティア活動や行事等に参加したりするなど、学校と地域が一体となって取組を推進する必要がある。

特に、いじめ問題については、学校として、「いじめ見逃しゼロ」を目指して取り組むことや、

未然防止の取組等を積極的に発信し、例えば、地域から見て気になる児童生徒の様子を学校に伝えてもらうなど、地域の理解と協力を得るよう努める必要がある。

(6) 教員が児童生徒と向き合える時間の確保

いじめの未然防止やいじめの早期発見及び適切な対応、校内組織体制の構築、地域との連携など、学校がいじめ問題により適切に対応できるようにするため、教員が児童生徒と十分に向き合うことのできる時間を確保する必要がある。

2 再発防止について

(1) 教員と児童生徒との信頼関係の構築

教員と児童生徒との信頼関係は教育活動全体を通じて培われていくものであり、特に、いじめ問題については、学校と教育委員会が一体となって以下(2)~(6)のことに取り組むとともに、個々の教員が、いじめの兆候を見逃さない鋭い感性と人権感覚を身に付け、学校の取組のあらゆる場面において「いじめは重大な人権侵害であり、絶対に許さない」ということを繰り返し発信することにより、第6の1に示した課題の解決を図り、児童生徒、保護者及び地域から信頼される学校づくりを行う。

(2) いじめの未然防止と早期発見及び適切な対応

学校は、いじめの未然防止、早期発見及び適切な対応を図るため、次のことについて、児童生徒の実態に応じて創意工夫して取り組む。

ア いじめの未然防止（支持的風土の醸成された学級づくり）

- ・ いじめに係る個人の権利について法的な視点からの知識や理解を深めさせるとともに、互いを尊重する人権意識の向上を図る学習（道徳）
- ・ 豊かで深い学びの実現に向け、生徒指導の三機能を生かす※5とともに、児童生徒間の良好な人間関係づくりの促進と対人関係能力の育成を図る協同学習を取り入れた授業づくり（各教科等）
- ・ 「特別な教育的支援を必要とする児童生徒」を含む全ての児童生徒が互いの多様性について理解し、良好な人間関係を構築していくためのスキルを計画的に習得させる学習（特別活動：学級活動）
- ・ いじめについて、ロールプレイを取り入れるなどして、加害側や被害側だけでなく、周囲で囃し立てる観衆や、無関心を装う傍観者など、様々な立場から体験的に考えさせる学習（道徳）
- ・ 児童生徒による主体的ないじめ防止の取組（特別活動：児童会・生徒会活動） など

※5 「生徒指導の三機能を生かす」とは

- ・ 個人思考したり、その内容を伝えたりするなど、児童生徒に自己決定の場を与えること
- ・ 個々の発言に対し、承認や賞賛、励ましなどを具体的かつ適時的に行うなど、児童生徒に自己存在感を与えること
- ・ お互いの発言を最後まで傾聴するよう指導したり、それらの発言をつなげて授業を展開したりするなど、共感的な人間関係を育成すること

イ いじめの早期発見及び適切な対応

- ・ いじめの被害等について児童生徒が回答しやすいアンケートの内容及び方法の工夫
- ・ 人間関係上の悩みを含めて相談しやすい教育相談の実施

- ・ 様々な立場の児童生徒が、関係機関が開設する相談電話やSNS相談窓口なども含む多様な方法を用いてSOSを出することができる環境の整備と、児童生徒自身がそれらを活用する力の育成（「相談機関マップづくり」などを通して利用しやすくする取組など）
 - ・ いじめへの組織的かつ適切な対応に係る教員の役割や組織運営の在り方 など
- 教育委員会は、これらの取組について、「いじめ問題に関する指導の手引き」のような基礎的な指導資料やリーフレットのような要点を簡潔にまとめた指導資料において具体的に示すとともに、特に成果を上げている事例について市全体に広める取組を積極的に推進する。

(3) 校内組織体制の構築

学校は、生徒指導の中心的役割を担う生徒指導主事とは別に教育相談担当教員を校内組織に位置付け、次のような役割分担と連携を行うことにより、校内組織体制の充実を図る。

ア 生徒指導主事が推進すること

被害側の思いを尊重した対応と加害側への効果的な指導を組織的に行うに当たって、その中心的な役割を果たすとともに、取組の基盤となる校内組織体制の充実を図るため、次のことを担当する。

- ・ 「学校いじめ防止委員会」を中心とする実効的な校内組織の構築
- ・ 管理職等からの指示・伝達や職員間の情報共有が確実にできるシステムの構築
- ・ 心理・福祉等の専門家を含む「チーム学校」が実働していくための取りまとめ など

イ 教育相談担当教員が推進すること

支持的風土の醸成された学級づくりによる未然防止の取組を学校全体で進めるに当たって、その中心的な役割を果たすとともに、取組の基盤となる校内組織体制の充実を図るため、次のことを担当する。

- ・ 心理・福祉等の専門家と連携した計画的・組織的な教育相談の実施
- ・ 児童生徒の実態に応じた随時の教育相談の実施 など

ウ 生徒指導主事と教育相談担当教員とが連携して推進すること

いじめの積極的認知を徹底することによる早期発見と、いじめにつながる可能性がある行為も含めて適切な対応を行うとともに、取組の基盤となる校内組織体制の充実を図るため、次のことを連携して行う。

- ・ 的確な実態把握と情報共有
- ・ 保護者・関係機関との連携
- ・ 小中学校9年間の切れ目のない支援 など

教育委員会は、こうした校内組織体制を実効的に機能させるようにするために、全ての学校において、生徒指導主事や教育相談担当教員を専任化することが望ましいが、教員配置や学校の実態等を十分に踏まえ、特に必要があると考えられる学校に対して教員の加配措置による専任化を図り、その学校をモデル校として、好ましい実践事例等を各学校に普及・啓発する取組を行う。

さらに、教育委員会は、小中学校9年間の切れ目のない支援の実現に当たり、各学校における個々の児童生徒に係る情報の適切な管理の在り方、進級・進学時の引継ぎの場の設定や引継ぎの方法、引き継ぐべき情報などを具体的に示した本市の指針を示す。

特に、小学校から中学校への進学時においては、確実な引継ぎを徹底するとともに、教育委

員会として、次のことに取り組み、把握した状況を踏まえ、各学校へ適切な指導・助言を行い、小中学校9年間の切れ目のない支援の実現を図る。

エ 学校の取組状況の把握

- ・ 「個別の指導計画」等の作成が必要な児童生徒の指導計画の把握
- ・ 計画に基づいた指導・支援の取組状況の把握 など

オ 進級・進学後の引継ぎ及び適応の状況の把握

- ・ 進級後の「個別の指導計画」等の更新状況の把握
- ・ 進学後の、当該生徒の現況（進学先の学校の取組状況を含む。）の把握 など

また、学校は、当該計画等が保護者にとっても進路選択に当たって非常に重要な情報であることを踏まえ、随時、保護者に説明し、理解と合意を得る。

なお、教育委員会は、小中学校9年間に限定した取組だけでなく、小学校入学前に在籍していた施設（保育園、幼稚園、認定こども園など）との連携や、中学校卒業後の高等学校との連携についても具体的に検討することが望まれる。

(4) 教員の資質能力の向上に係る研修の充実

教育委員会は、校内組織体制の中心となる生徒指導主事及び教育相談担当教員に対し、教育センター等において、次のような集中的かつ具体的な研修を実施する。

ア 生徒指導主事を対象とする研修

- ・ 校内組織体制の構築に当たっての生徒指導主事の役割
- ・ 実効的な「チーム学校」の運用
- ・ 保護者・関係機関との効果的な連携 など

イ 教育相談担当教員を対象とする研修

- ・ 教育相談の基本と教育相談担当としての役割
- ・ 支持的風土の醸成された学級づくりの取組
- ・ 学校全体で進めるいじめの未然防止の取組
- ・ 保護者・関係機関との効果的な連携 など

また、教育委員会は、研修参加者が学んだ内容を学校に持ち帰って広め、他の教員の資質能力の向上に資するため、校内研修で使うことができる研修資料を提供したり、指導的な立場で校内研修をどのように計画・実施したかについて全体で共有する場を設定したりするなど、事後的な支援を行う。

(5) 地域との連携の推進

学校は、地域との連携の強化を図るため、次のことを推進する。

ア 学校から地域への積極的な情報発信

- ・ 学校だより等の配付やホームページの公開
- ・ 学校行事等の公開（地域住民を積極的に招待するなど） など

イ 学校と地域とが協力した教育活動

- ・ 「学校協力者会議」での学校の現状と課題の共有、課題解決に向けた協議
- ・ 登下校や学校生活の見守り、学習支援や部活動支援、学校行事等への地域住民の参加
- ・ 地域でのボランティア活動や行事等への児童生徒の参加 など

(6) 教員が児童生徒と向き合える時間の確保

教育委員会は、以上(1)～(5)の取組を進めるに当たっては、教員の果たすべき役割が質的にも

量的にもこれまで以上に増大することを踏まえ、教材研究の際の児童生徒の実態分析や、休憩時間等、授業以外の時間帯の様子を観察、様子が気になる児童生徒への随時の教育相談の実施など、教員が児童生徒と十分に向き合い、教員と児童生徒との信頼関係を構築していくことができる時間を確保するために、教員の業務の負担軽減を進める。

具体的には、校内組織体制の強化に向けた対応策を検討するとともに、例えば、次のような、学校における様々な「働き方改革」の取組を推進する。

- ・ 部活動指導員の配置を促進し、部活動に係る負担軽減を図る。
- ・ 緊急時の連絡について学校として保護者等に丁寧な説明を行った上で留守番電話を設置することにより、勤務時間外における外部からの問合せに係る負担軽減を図る。
- ・ 授業準備に係る事務作業をサポートするスタッフを配置することにより、当該事務作業に係る負担軽減を図る。

・ ICT機器の配備を促進することにより、事務作業に係る負担軽減を図る。 など
また、教育以外の専門性が求められる「学校における法律問題」、「各種要望への対処」等のため、法律の専門家から支援を受けたり、専門的な知見を直接聞いたりすることができるような仕組みづくりなど、学校における法律の専門家の活用を推進する。

(7) その他

ア 本市全体としての基本方針（「広島市いじめ防止等のための基本方針」）の見直し

以上の取組を総合的に推進し、全ての児童生徒が安心して通うことができる学校づくりを行うため、市としてのいじめ防止の根幹となるべき基本方針の見直しを行う。

イ 今後の検証と見直し

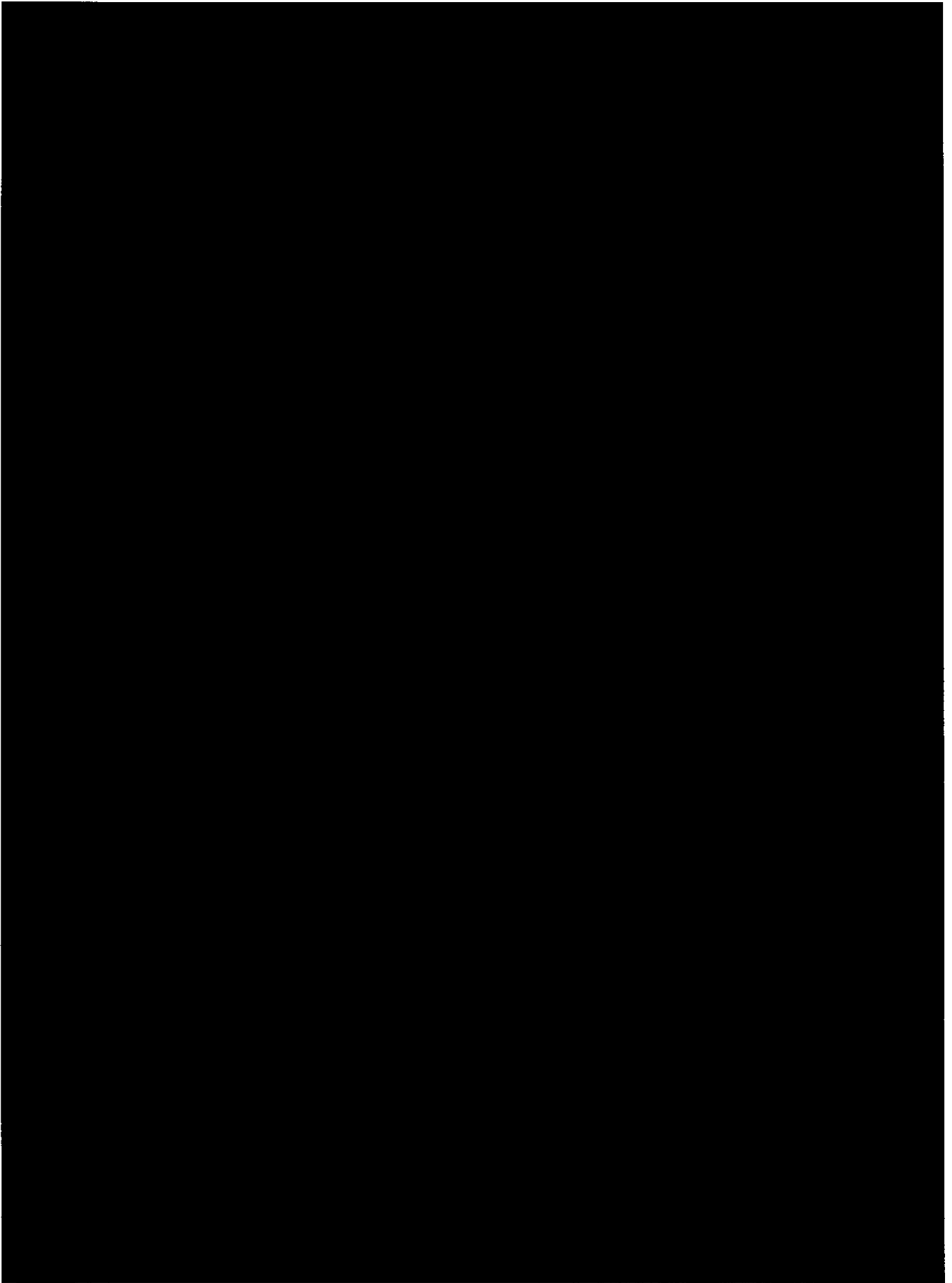
提言に基づくいじめ防止等の取組を効果的かつ効率的に実施するには、当該取組の定期的な検証、それに基づく見直しが不可欠である。

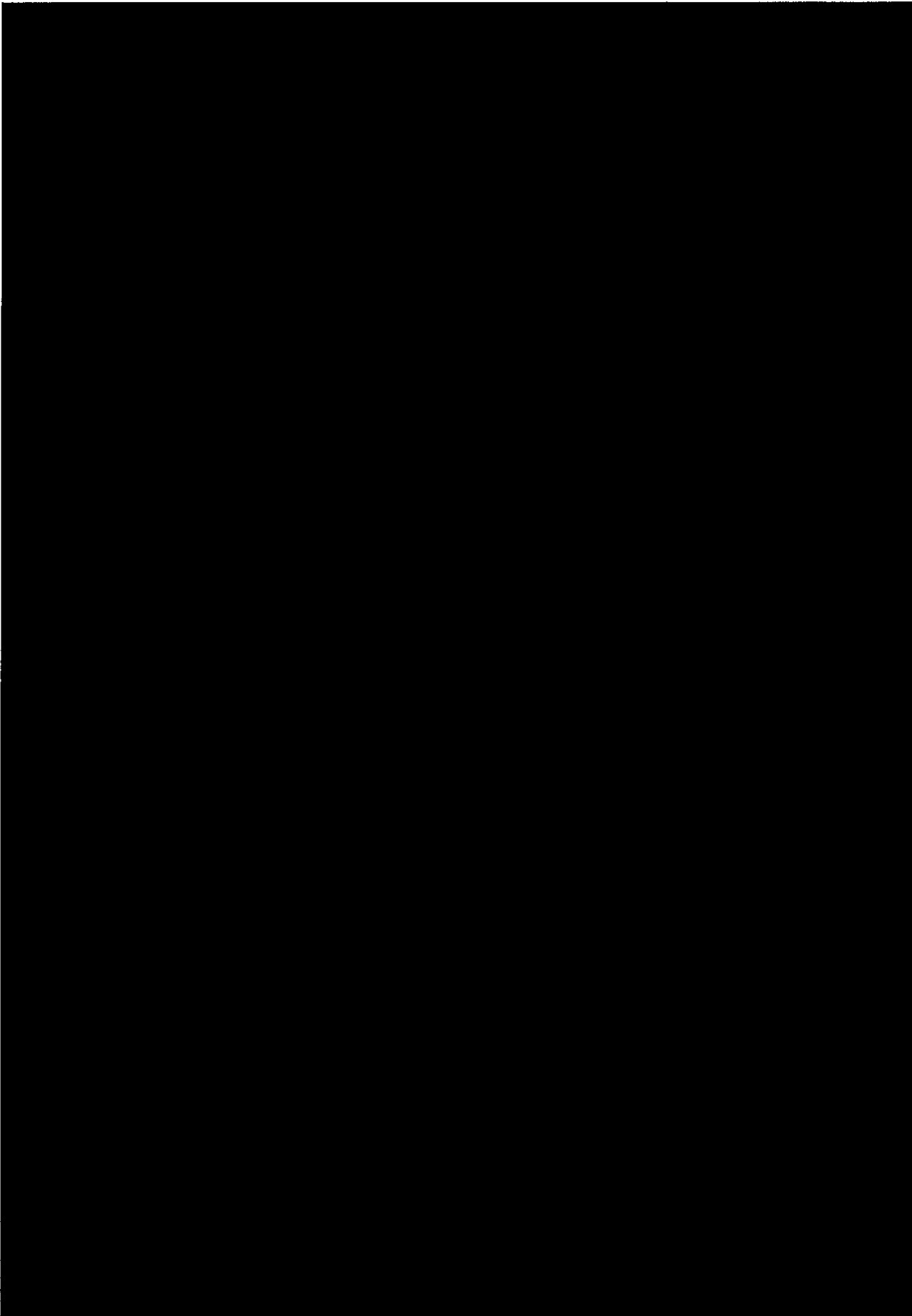
審議会は、「広島市いじめ防止等のための基本方針」に基づく取組の推進状況について審議する役割も担っており、答申後も、提言を踏まえて実施される当該取組を定期的に検証する。

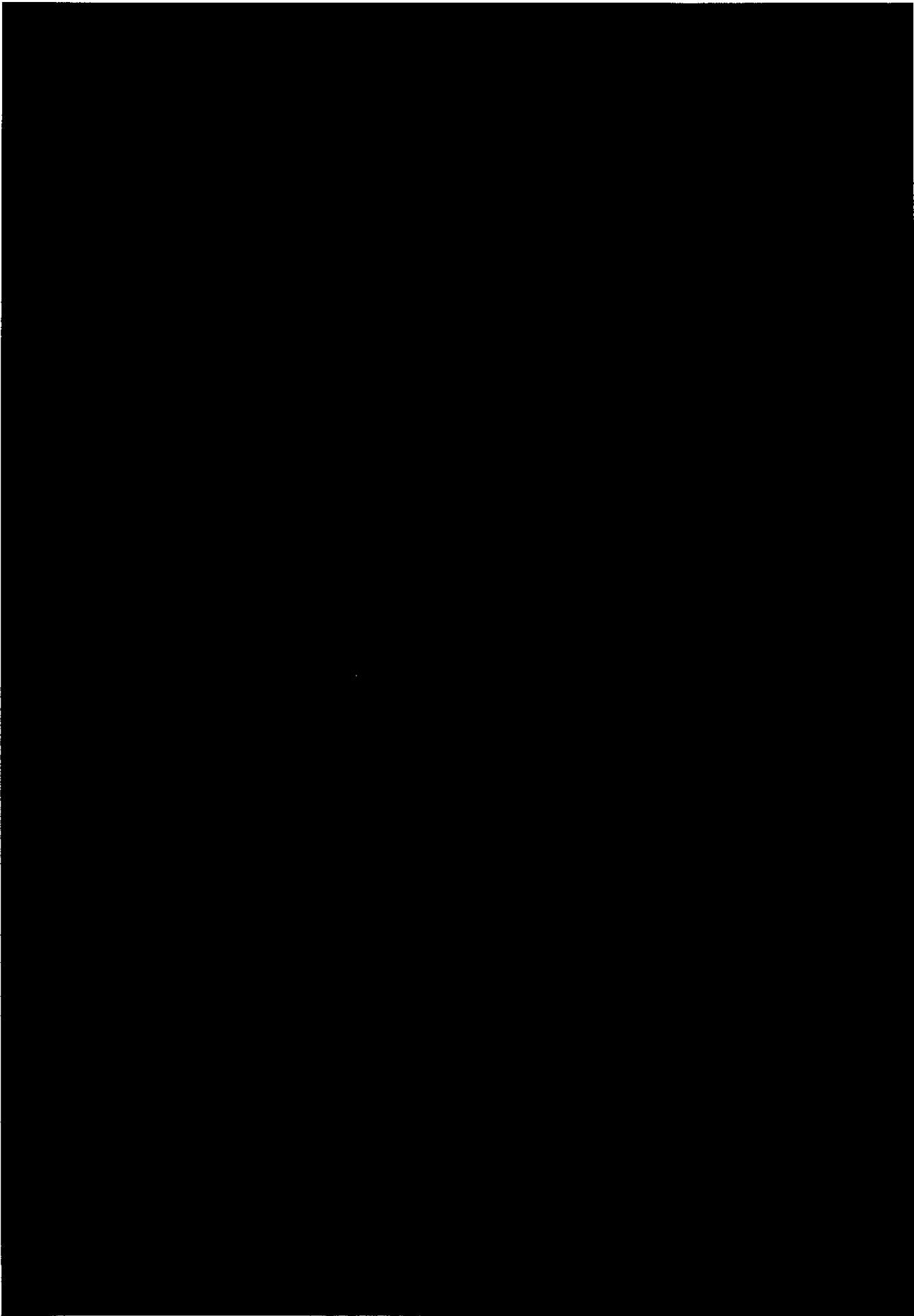
教育委員会は、検証結果を踏まえて、随時、取組の見直しを図る。

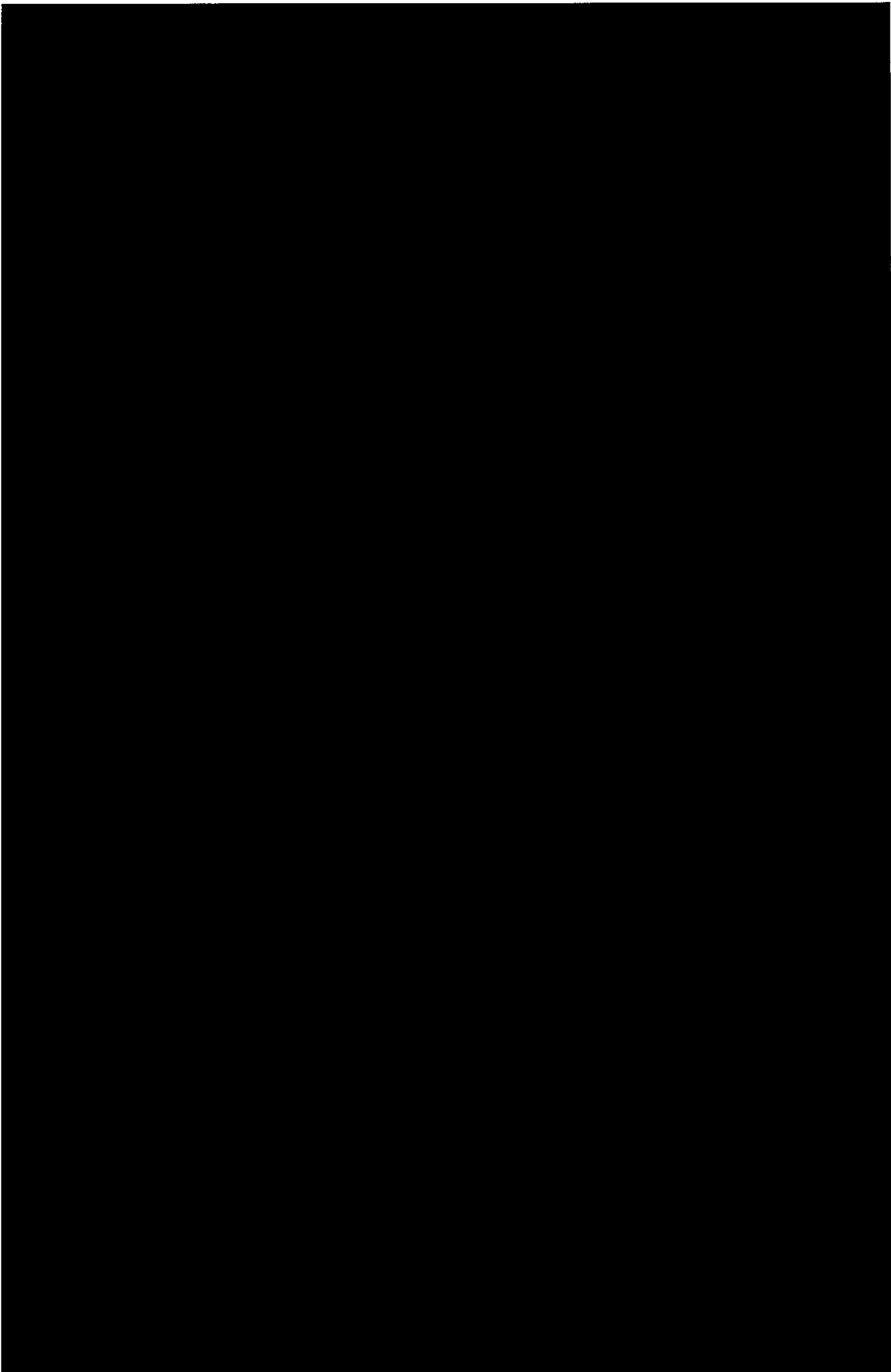
別紙・資料

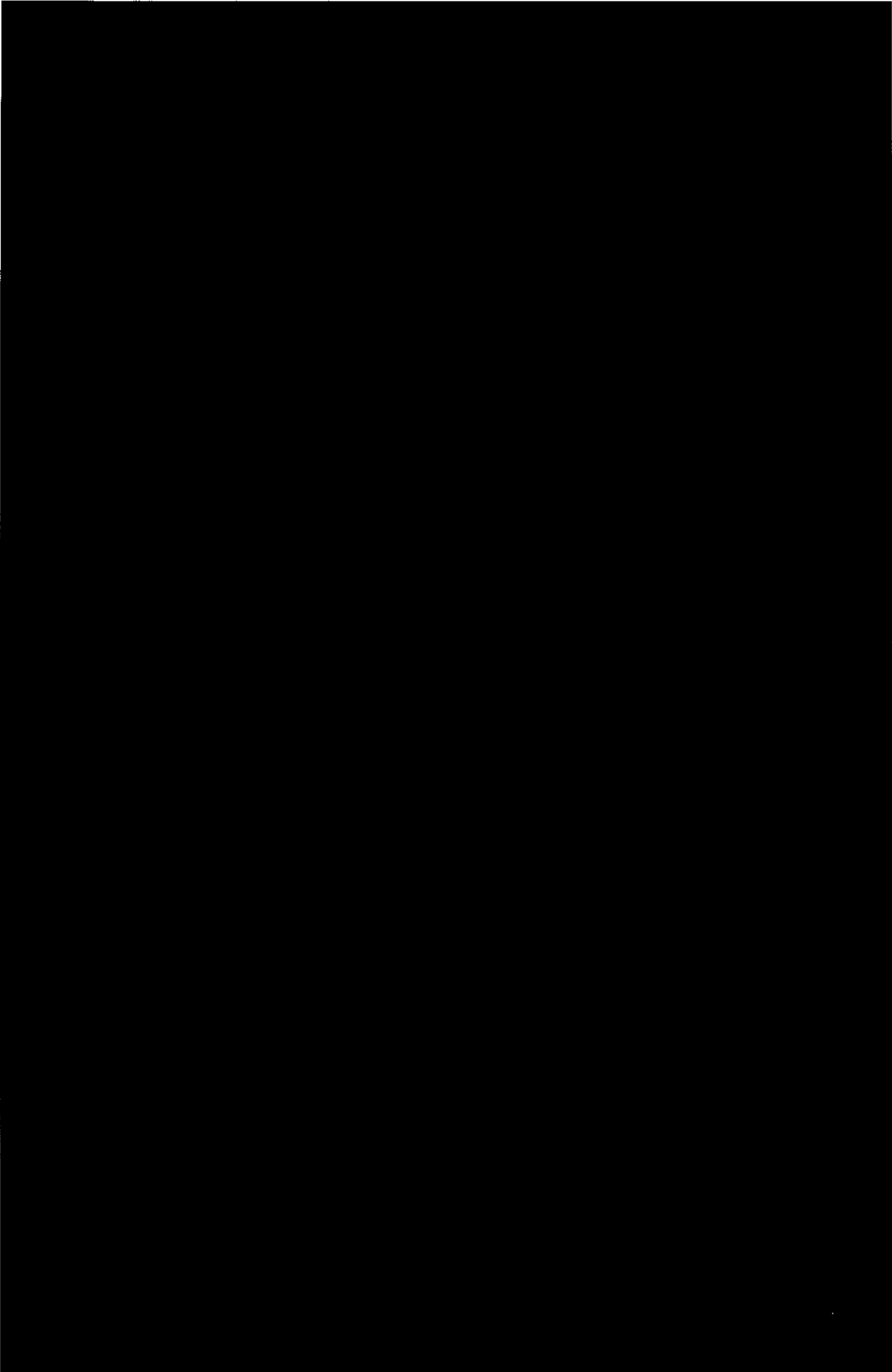
残された手紙の分析資料

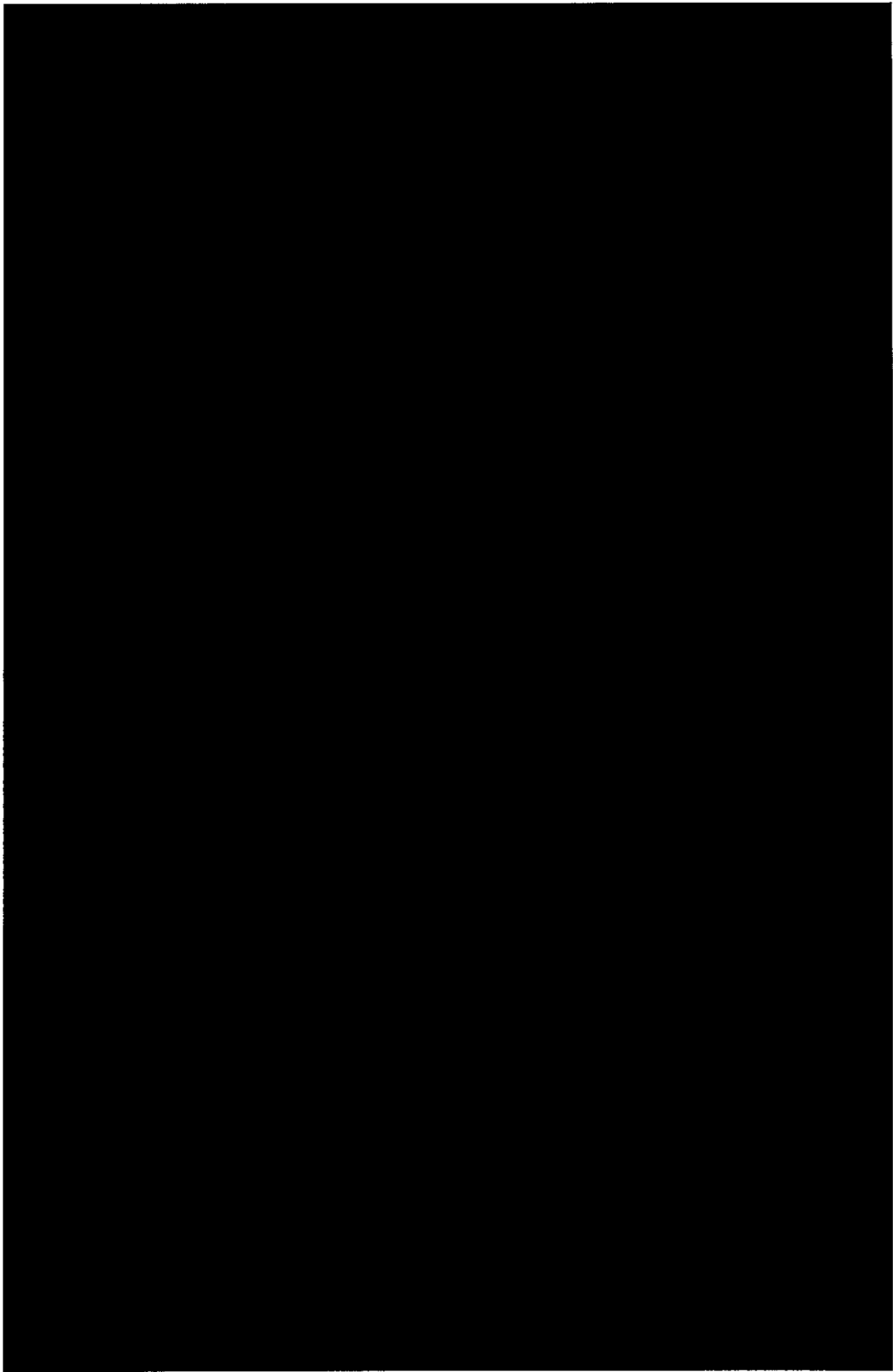


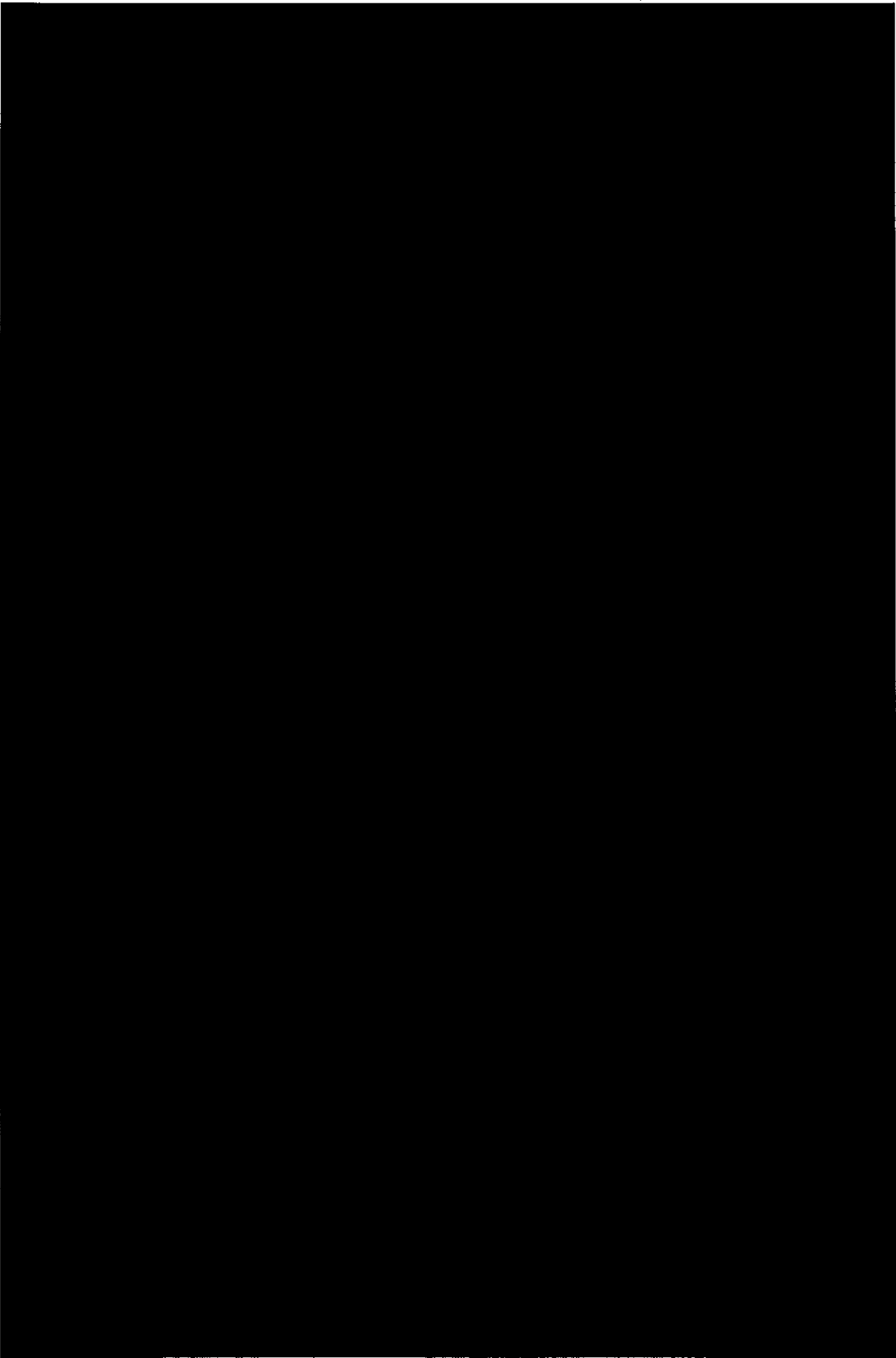












[Redacted text block]


























[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]





自死する子どもに見られる心理等

1 自死する子どもに見られる心理

- (1) ひどい孤立感 「誰も自分のことを助けてくれるはずがない」「居場所がない」「皆に迷惑をかけるだけだ」としか思えない心理に陥っている。現実には多くの救いの手が差し伸べられているにもかかわらず、そのような考えにとらわれてしまうと、頑なに自分の殻に閉じこもってしまう。
- (2) 無価値感 「私なんかいない方がいい」「生きていても仕方がない」といった考えがぬぐいされなくなる。
その典型的な例が、幼い頃から虐待を受けてきた子どもたちである。愛される存在としての自分を認められた経験がないため、生きている意味など何もないという感覚にとらわれてしまう。
- (3) 強い怒り 自分の置かれている辛い状況をうまく受け入れることができず、やり場のない気持ちを他者への怒りとして表す場合も少なくない。何らかのきっかけで、その怒りが自分自身に向けられたとき、自死の危険は高まる。
- (4) 苦しみが永遠に続くという思いこみ 自分が今抱えている苦しみはどんなに努力しても解決せず、永遠に続くという思いこみにとらわれて絶望的な感情に陥る。
- (5) 心理的視野狭窄 自死以外の解決方法が全く思い浮かばなくなる心理状態である。

2 自死の危険因子

- (1) 自死未遂
- (2) 心の病（うつ病、統合失調症、パーソナリティ障害、薬物乱用、摂食障害など）
- (3) 安心感の持てない家庭環境
- (4) 独特の性格傾向（未熟・依存的、衝動的、極端な完全癖、抑うつ的、反社会的）
- (5) 喪失体験（自分にとってかけがえのない大切な人や物や価値を失うこと）
- (6) 孤立感（仲間からのいじめなど）
- (7) 安全や健康を守れない傾向

3 自死直前の兆候

自死のほのめかし、自死計画の具体化、行動・性格・身なりの突然の変化、自傷行為、怪我を繰り返す傾向、アルコールや薬物の乱用、重要な人の最近の自死、別れの用意（整理整頓・大切なものをあげる）、家出、最近の喪失体験

これまでに関心のあった事柄に対して興味を失う。注意が集中できなくなる。いつもなら楽々できるような課題が達成できない。成績が急に落ちる。不安やイライラが増し、落ち着きがなくなる。投げやりな態度が目立つ。身だしなみを気にしなくなる。健康や自己管理がおろそかになる。不眠、食欲不振、体重減少などのさまざまな身体の不調を訴える。自分より年下の子どもや動物を虐待する。学校に通わなくなる。友人との交際をやめて、引きこもりがちになる。家出や放浪をする。乱れた性行動に及ぶ。過度に危険な行為に及ぶ、実際に大怪我をする。自死にとらわれ、自死についての文章を書いたり、自死についての絵を描いたりする。

(参考文献)

「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」平成21年3月 文部科学省

「自死する子どもに見られる心理」に関する事実

- 1 「自死する子どもに見られる心理」の欄は、別紙3、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年3月 文部科学省）から引用して記入
- 2 「関係する事実」の欄は、本件の事実関係の中から関係する事実を記入
- 3 「原因」の欄は、「関係する事実」の原因と推認される事項を記入

自死する子どもに見られる心理	関係する事実	原因
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

自死する子どもに見られる心理	関係する事実	原因
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

「自死の危険因子」に関する事実

- 1 「自死の危険因子」の欄は、別紙3、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」(平成21年3月 文部科学省)から引用して記入
- 2 「関係する事実」の欄は、本件の事実関係の中から関係する事実を記入
- 3 「原因」の欄は、「関係する事実」の原因と推認される事項を記入

自死の危険因子	関係する事実	原因
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

「自死直前の兆候」に関する事実

- 1 「自死直前の兆候」の欄は、別紙3、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年3月 文部科学省）から引用して記入
- 2 「関係する事実」の欄は、本件の事実関係の中から関係する事実を記入

自死直前の兆候	関係する事実
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

広島市いじめ防止対策推進審議会条例

平成26年7月4日

広島市条例第39号

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第3項の規定に基づき、広島市いじめ防止対策推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、本市のいじめ防止基本方針(いじめ防止対策推進法第12条の規定により本市が定める方針をいう。)に基づくいじめの防止等(同法第1条のいじめの防止等をいう。)のための対策に関する重要な事項を調査審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第6条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 第4条第4項の規定は、専門委員について準用する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任規定)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年7月15日から施行する。



広市教学生第25号

平成29年9月6日

広島市いじめ防止対策推進審議会

会長 林 孝 様

広島市教育委員会

教育長 糸山



いじめ防止対策推進法第28条第1項の調査の実施について（諮問）

広島市いじめ防止対策推進審議会条例第2条の規定に基づき、いじめ防止対策推進法第28条第1項の調査に係る次の事項を諮問します。

- 1 いじめの事実の全容について
- 2 学校等の対応について
- 3 死亡に至る過程や心理の検証について
- 4 今後の対応と再発防止について

（諮問理由）

平成29年7月24日（月）7時25分頃、広島市立[]中学校駐車場において、同校の第3学年の女子生徒（以下「被害生徒」という。）が出血して倒れているのを、出勤した教員が発見、救急車で搬送しましたが、病院で死亡が確認されました。

被害生徒については、事案発生後の当該校の校長及び教頭による教職員からの聴取において、被害生徒への悪口や嫌がらせ等のいじめがあったことが確認されています。

また、被害生徒の保護者からは、「いじめを苦に命を絶ったと考えている。」との思いが伝えられています。

本件は、いじめ防止対策推進法第28条の「重大事態」に該当するものであり、教育委員会としては、被害生徒が死亡した背景について詳細な事実関係を明らかにし、課題を全て洗い出し、その解決策を見出していくことにより、今後、二度と同じことが起こることのない、全ての子供たちが安心して通える学校にしていかなければならないと考えています。これらを進めていくに当たっては、公平性・中立性が確保された組織により、客観的な事実認定等を行うことが求められることから、当審議会に対し、いじめ防止対策推進法第28条第1項の調査を諮問します。

おわりに

本答申において、審議会としては、調査により明らかになったいじめの事実を踏まえて整理した対応の問題点に基づき、「全ての課題を洗い出す」ことについて、一定の成果が得られたと考えております。その上で、我々審議会の総意として、学校、教育委員会ともに、本答申に示した「今後の対応と再発防止について(提言)」に真摯に向き合い、早急な手立てを取ることを強く望んでおります。

とりわけ、「再発防止について」の第一に示した、学校における「教員と児童生徒との信頼関係の構築」については、学校だけの問題として矮小化することなく、教育基本法第13条(学校、家庭及び地域住民の相互の連携協力)の趣旨を踏まえ、保護者、地域住民を巻き込んで、「地域とともにある学校」「チームとしての学校」として取り組んでいただきたいと思っております。

諮問理由の中で、「今後、二度と同じことが起こることのない、全ての子供たちが安心して通える学校にしていかなければならない」との、教育委員会としての強い決意が示されておりました。言い及ぶまでもなく、その決意は、学校も同じくするところだと思っております。

そして、その決意に違わず、学校と教育委員会は、本件が発生し、背景にあったいじめの事実が明らかになった時点で、答申によって方策が示されるのを待つことなく動き始めています。

本件中学校では、いじめの未然防止及び生徒理解、実態把握の取組の中心的な役割を担う教員を校内組織に位置付けて予防的生徒指導の推進と教育相談の取組の強化を図るとともに、いじめの早期発見及び早期からの適切な対応に向け、生徒指導主事の役割を明確化し、いじめへの対応に係る校内の指示系統を確立しようとしています。

教育委員会では、平成30年度から、教育委員会に「いじめ対策推進担当」を設置し、本件中学校に対して、関係課が迅速に情報共有し、実効的な指導・助言を行う取組を進めています。また、小・中学校5校に「いじめ対策推進教諭」を各1名配置し、担当する区域の学校における、いじめ防止等のための取組に係る実態把握と助言等を行っています。

本答申において示した問題点の中には、「重大事態」として本件が生起しなければ、日常に埋没したままで看過されていたかもしれないと考えられるものもありました。審議会としては、学校と教育委員会が、本件を風化させることなく、「いじめを絶対に許さない」という意識を堅持し、児童生徒、保護者、地域住民、教職員が「ともに」いじめ防止に取り組むことを強く望み、また、具体的な成果を求めたいと思っております。そのために、審議会としても、今後の本市の取組を注視し、その検証と必要な提言を行うことで、力を尽くしていく所存であることを、最後に申し添えます。

広島市いじめ防止対策推進審議会
会長 林 孝

